

行政事業レビュー外部有識者会合議事次第

日時：令和元年８月７日（水）
１４：００～１６：３０

場所：中央合同庁舎第６号館Ｂ棟１９階
公正取引委員会官房第１３会議室

１ 開会

２ 行政事業レビュー

- (1) 広報アドバイザー事業
- (2) 国際競争組織分担金
- (3) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等
- (4) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査

３ 講評

４ 閉会

【配布資料】

資料１ 広報アドバイザー事業

- (1) 行政事業レビューシート
- (2) 事業説明資料

資料２ 国際競争組織分担金

- (1) 行政事業レビューシート
- (2) 事業説明資料

資料 3 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等

(1) 行政事業レビューシート

(2) 事業説明資料

資料 4 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査

(1) 行政事業レビューシート

(2) 事業説明資料

資料 5 行政事業レビューに係る行動計画

(平成 31 年 4 月 9 日公正取引委員会)

行政事業レビュー外部有識者会合 出席者名簿

令和元年8月7日

【外部有識者】

公 認 会 計 士

池谷修一

東京大学大学院法学政治学研究科教授

田邊國昭

東京経済大学経済学部教授

中 村 豪

(五十音順)

【行政事業レビュー推進チーム】

官房政策立案総括審議官（総括責任者）

笠原宏

官房総務課長（副総括責任者）

品川武

官房総務課企画官

河野 琢 次 郎

官房総務課会計室長

小 倉 武 彦

以上

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0008

平成31年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)											
事業名	広報アドバイザー事業				担当部局庁	官房			作成責任者		
事業開始年度	平成30年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし		担当課室	官房総務課			岩成 博夫		
会計区分	一般会計										
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-				関係する 計画、通知等	-					
主要政策・施策	-				主要経費	その他の事項経費					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、ウェブサイトやソーシャルメディア(Twitter, Facebook及びYouTube)等による情報発信を行うに当たり、当該業務についての専門的知見を有する外部専門家からの助言等を受けることにより、効果的かつ効率的な広報を実現し、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本事業は、外部専門家(民間企業)との間で年間契約を締結し、以下の助言等を受けるものである。 ① 公正取引委員会の担当者に対する広報スキル習得研修(年3回実施) ② ソーシャルメディアの運用に関する分析を通じた助言等(月1回の面談、及び電話等によるもの) ③ 公正取引委員会ウェブサイトに関するアクセス解析を通じた助言等(年2回、面談によるもの) なお、平成31年度の事業は、ソーシャルメディアの運用に関する分析を通じた助言等(2か月に1回の面談、及び電話等によるもの)のみとなっている。										
実施方法	委託・請負										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	-	-	3.5	1					
		補正予算	-	-	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
	計		0	0	3.5	1	0				
	執行額				4						
	執行率 (%)		-	-	114%						
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		-	-	114%						
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由						
	競争政策推進委託費		1								
	計		1	0							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
	-		-		成果実績		-	-	-	-	-
					目標値		-	-	-	-	-
					達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-										

成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載										チェック		
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由				定性的な成果目標と28～30年度の達成状況・実績						
		インターネットを用いた広報活動による競争政策に対する国民的理解の増進は、外部専門家からの助言等を受けることによるのみ実現されるものではなく、発信する情報の内容等他の要素を含めて実現されるものであり、本事業と競争政策に対する国民的理解の増進の実現との間における直接的な因果関係を分析することは難しいことから、定量的な目標を設定することは困難である。				ウェブサイトやソーシャルメディア(Twitter, Facebook及びYouTube)等による情報発信を行うに当たり、当該業務についての専門的知見を有する外部専門家からの助言等を受けることにより、効果的かつ効率的な広報を実現し、競争政策に対する国民的理解の増進を図ることを成果目標とする。 達成状況・実績については、外部専門家から助言を得た結果、SNSに関して、投稿の内容を改善し、国民に対して分かりやすい情報発信を行った。また、職員に対する広報業務に関する理解を深め、情報発信の手段(ポンチ絵のより効果的な作成方法)の技能を向上させた。						
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 31年度	目標最終年度		
		効果的かつ効率的な情報発信を行うために、外部専門家の知見を活用すること。	外部専門家からの助言等を受けて改善した情報発信の件数	実績	件	-	-	57				
				目標値	件	-	-	-	50			
	達成度	%	-	-	-							
	活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	32年度活動見込		
		外部専門家からの助言等の件数(平成30年度は、①研修回数、②ソーシャルメディアの運用に関する分析を通じた助言等を行うための面談回数、③ウェブサイトに関するアクセス解析を通じた助言等を行うための面談回数等。平成31年度は、ソーシャルメディアの運用に関する分析を通じた面談における助言の件数等)		活動実績	件	-	-	141				
				当初見込み	件	-	-	137	100	100		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込				
	執行額／外部専門家からの助言等の件数(①研修回数、②ソーシャルメディアの運用に関する分析を通じた助言等を行うための面談回数、③ウェブサイトに関するアクセス解析を通じた助言等を行うための面談回数等)		単位当たりコスト	円	-	-	28,494	9,234				
			計算式	円 / 件数	-	-	4,017,600/141	923,400/100				

[illegible]

事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	効果的な広報により競争政策への理解を促進することは、独占禁止法違反行為などの予防等に直結する。他方、政策内容の専門性から難解であると思われるがちなため、外部専門家からの助言等を得て、国民各層に普及が広がっているソーシャルメディア等を活用した効果的な広報活動を行うことは、国民や社会のニーズに応えるものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	公正取引委員会における各種活動を把握しているのは公正取引委員会であるため、その広報活動は、公正取引委員会が自ら実施する必要がある。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	競争政策への理解度を高めるためには、分かりやすい広報が不可欠であり、国民各層に普及が広がっているソーシャルメディア等を活用した効果的な情報発信を行う上で本事業は必要かつ適切であり、優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	委託事業者の選定は相見積りを原則とすることにより、競争性の確保を図っている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	相見積りを原則とすることにより、競争性の確保とコスト削減を図っている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	使途は、専門的知見を有する外部専門家から助言等を受けることであり、他に使途はないことから真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
事業の有効性	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	ソーシャルメディアの運用に関する分析を通じた助言等に関しては、SNSの投稿前に外部専門家に照会して適時に助言を受けるものと、月1回の面談時にまとめて助言を受けるものを使い分けることとし(発注時の仕様としている)、外部専門家の本業務への拘束時間を少なくすることにより、費用の削減を図っている。
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	職員に対して研修を行った結果、広報業務に関する理解が深まるとともに、情報発信の手段(ポンチ絵のより効果的な作成方法)の技能を向上させた。また、SNSに関して、外部専門家からの助言を受け、文章のみの投稿ではなく、画像を用いて画像に投稿内容の詳細を記載するなど、投稿の内容を改善し、国民に対して分かりやすい情報発信を行った。これらの実績は、効果的かつ効率的な広報を実現し、競争政策に対する国民的理解の増進を図るという目標に合致するものである。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	研修に関しては、内閣府や内閣官房が主催する研修等があるが、参加人数が限定されていること、当委員会の業務の特性に合った内容ではないことから、本事業は効果的に実施されている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込みどおりの助言回数である。
事業の有効性	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	研修の成果として、ポンチ絵の内容を改善するなどし、また、ソーシャルメディアについて、助言に基づき投稿内容を改善することにより、より効果的な情報発信を行うことができている。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	
	所管府省名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	研修の結果、職員の当委員会の広報に関する理解が深まるとともに、情報発信の手段(ポンチ絵のより効果的な作成方法)の技能が向上し、また、外部専門家からの助言を受けることによりSNSの投稿内容の改善がなされ、当委員会の活動内容を分かりやすく効率的に発信することが可能となっている。 これらことから、効果的かつ効率的な広報を実現し、競争政策に対する国民的理解の増進を図るためには、引き続き、本事業により、外部専門家から助言を受けることが適当である。		
	改善の方向性	事業実施に当たっては、今後も相見精りを原則とすることにより、競争性の確保とコストの削減を図る。 引き続き、外部専門家からの助言等を踏まえて情報発信をすることにより、効果的かつ効率的な広報を実現し、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。		
外部有識者の所見				
行政事業レビュー推進チームの所見				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
備考				

関連する過去のレビューシートの事業番号									
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	平成25年度	-		
平成26年度	-	平成27年度	-	平成28年度	-	平成29年度	-		
平成30年度	新30 - 0001								
※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。 公正取引委員会 (4.0百万円) ↓ 【一般競争契約(最低価格)】 A.株式会社電通パブリック リレーションズ 4.0百万円 ① 公正取引委員会の担当者に対する広報スキル習得研修の実施 ② ソーシャルメディアの運用に関する分析を通じた助言等 ③ 公正取引委員会ウェブサイトに関するアクセス解析を通じた助言等									
資金の流れ (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.株式会社電通パブリックリレーションズ			B.					
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)			
	委託費	広報アドバイザー業務の委託	4						
	計		4	計					
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載									
						チェック			

○広報アドバイザー事業(概要)

資料1(2)

広報を取り巻く状況

○近年、消費者を始めとする国民各層は、新聞、テレビのほか、インターネット、ソーシャルメディア(Twitter, Facebook等)等を活用して情報を収集している。
○インターネット上には、数多くの情報が溢れており、消費者等はこれらの情報の中から関心があるものを取捨選択している。

課題

○上記のような状況の中で公正取引委員会が発信した情報を国民各層がどのように受けとめているのかを分析し、それに基づいて的確に情報を発信していくためには、ウェブサイトやソーシャルメディア等における専門的な知見を十分に活用した効果的な広報活動が求められる。

⇒ 当委員会の職員のみでは対応困難

広報アドバイザー業務

○専門的な知見を有する外部専門家から、以下の助言等を受けた上で広報活動を実施する。

- ①公正取引委員会の担当者に対する広報スキル習得研修
- ②ソーシャルメディアの運用に関する分析を通じた助言等
- ③公正取引委員会ウェブサイトに関するアクセス解析等を通じた助言等

(概略図)

(広報活動に必要な知識・スキル・センスの習得)

公正取引委員会 職員

①公正取引委員会の担当者
に対する広報スキル習得研修

広報業務に関する理解の向上
公表文・ウェブサイト資料・SNS関係資料等の作成
(資料作成のために有益な知識等を習得)

②ソーシャルメディアの運用に
関する分析を通じた助言等

③ウェブサイトに関するアクセ
ス解析等を通じた助言等

ソーシャルメディア投稿
(助言等を受けて改善)

公取委ウェブサイト構成
(助言等を受けて改善)

効果的かつ効率的な広報
国民に対する分かりやすい情報発信

競争政策に対する国民的理解の増進

※平成31年度の事業は、上記の内容のうち、②ソーシャルメディアの運用に関する分析を通じた助言等のみとなっている。同内容については、効果的かつ効率的な広報を実現し、国民に対する分かりやすい情報発信を行うために、今後も継続する必要がある。

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0001

平成31年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)											
事業名	国際競争組織分担金			担当部局庁	官房			作成責任者			
事業開始年度	平成17年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	国際課			原一弘			
会計区分	一般会計										
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-			関係する 計画、通知等	-						
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費						
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	競争法の国際的な取れん及び各国・地域競争当局間の協力関係の強化を目的として設立された国際競争組織(International Competition Network(以下「ICN」という。))。平成31年4月末現在、126か国・地域から139当局が参加。)の運営に対する財政的貢献を行うことにより、ICNを発展途上国の競争当局と先進国の競争当局の双方が参加する公平かつ実効性のある国際枠組として機能させる。										
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法の執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等に適切に対応するために、海外の競争当局等との連携を推進していく必要がある。海外の競争当局等との連携を推進するためにはICNの場を利用することが効率的であり、ICNを発展途上国の競争当局と先進国の競争当局の双方が参加する公平かつ実効性のある国際枠組として引き続き機能させる必要がある。ICNでは、発展途上国の競争当局によるICNの活動への参加を促進するための旅費等を負担しており、我が国は一人当たりのGNI(国民総所得)に応じて一律に定められた一定金額(3,000ドル)を支出するものである。 なお、ICNは各国・地域の競争当局からなるネットワーク組織であり、常設の事務局は存在せず、ICN職員というものも存在しない。										
実施方法	補助										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	0.4	0.3	0.4	0.3					
		補正予算	-	-	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
	計		0.4	0.3	0.4	0.3	0				
	執行額		0.4	0.3	0.3						
	執行率(%)		95%	95%	95%						
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		95%	95%	95%						
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由						
	国際競争組織分担金		0.3								
	計		0.3	0							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 33 年度	目標最終年度 年度
	ICNの活動に対する発展途上国の競争当局の参加推進		年次総会参加のための旅費支援を受けることが承認された発展途上国の当局数	成果実績	当局数	7	8	3	-	-	
			※平成30年度に相当する年次総会は平成30年3月に開催された(以下同様の取扱いとする。))。	目標値	当局数	-	-	-	6	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-		
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	ICN運営委員会に提出された旅費支援先の承認を求める文書										

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 33 年度	目標最終年度 年度
	ICNの活動に対する発展 途上国の競争当局の参加 推進	ワークショップ1回当たりの1 CNから旅費支援を受ける ことが承認された発展途上 国の当局数(平均)	成果実績	当局数	3	3	1	-	-
			目標値	当局数	-	-	-	2	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	ICN運営委員会に提出された旅費支援先の承認を求める文書								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 33 年度	目標最終年度 年度
	ICNの活動に対する競争当 局の参加推進	ICN加盟当局数(各年度3 月31日時点)	成果実績	当局数	135	138	139	-	-
			目標値	当局数	-	-	-	145	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	ICNへの加盟状況に関するデータ								
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	我が国の国際競争組織分担金の拠出額		活動実績	米ドル	3,000	3,000	3,000	-	-
			当初見込み	米ドル	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	各競争当局から拠出された国際競争組織分担金の総 額(ICNの収入額)		活動実績	カナダドル	23,172.6	36,242.8	24,944.5	-	-
			当初見込み	-	-	-	-	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	旅費支援のために支出された国際競争組織分担金の 総額		活動実績	カナダドル	33,208.5	21,797.7	16,309.9	-	-
			当初見込み	-	-	-	-	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	ICNから旅費支援を受けることが承認された発展途上国 の当局数 ※アウトカムのうち、ワークショップに参加するための旅 費支援を受けることが承認された発展途上国の当局数 は、ワークショップ1回当たりの平均当局数を記載したも のであり、アウトカムのうち年次総会及びワークショップ に関する当局数を合算しても、本アウトプットの当局数 にはならない。		活動実績	当局数	15	17	8	-	-
			当初見込み	当局数	-	-	12	15	-
単位当たり コスト	算出根拠			単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	旅費支援のために支出された国際競争組織分担金の 総額/ICNから旅費支援を受けることが承認された発 展途上国の当局数		単位当たり コスト	カナダドル	2,219.9	1,282.2	2,038.7	-	
			計算式	旅費支援総 額/当局数	33298.46/15	21797.65/17	16309.85/8	-	

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	競争政策の普及啓発等 3										
	施策	海外の競争当局等との連携の推進 3-2										
	測定指標	定量的指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標年度 年度		
		二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況及び公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上による我が国の競争政策の状況の海外への周知状況		実績値	ICN年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数	5	5	5	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-			
		定量的指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標年度 年度		
		二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況及び公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上による我が国の競争政策の状況の海外への周知状況		実績値	ICN年次総会及び各作業部会ワークショップへの貢献回数	15	19	15	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-			
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	海外の競争当局等との連携を促進するためには、発展途上国の競争当局によるICNの活動への参加を促進し、競争法の分野における最大の国際組織であるICNを発展途上国の競争当局と先進国の競争当局の双方が参加する公平かつ実効性のある国際枠組として機能させることが効率的である。											
新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:	-	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 年度	30年度	31年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度		
				成果実績	-	-	-	-	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 年度	30年度	31年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度		
				成果実績	-	-	-	-	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-	-	-			
	本事業の成果と取組事項・KPIとの関係											

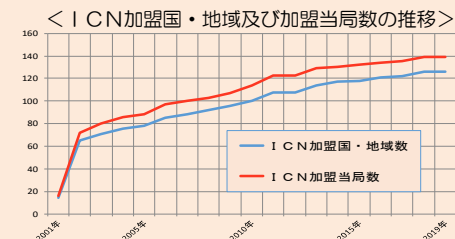
事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	複数国の競争法に抵触する事案が発生している状況において、海外の競争当局等と連携して適切に当該事案に対応することは、統一的整合的な法執行を可能とし、ひいては事業者の予見可能性を高めるなど事業者の負担軽減にも資するものであり、事業者からのニーズは高い。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	ICNIは、各国・地域における競争当局(国の機関)により構成される組織であるため、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	当委員会は、競争政策の普及啓発という政策目的を達成するため、本事業を通じて「多国間の協力により競争政策の国際的取れんを推進」することを一つのミッションとしている。当該ミッションを達成するためには、競争政策の国際的取れんを目的とし、国際標準の策定を行うICNIに、多くの当局が参加・活動することが必要である。 本分担金支出は、発展途上国の競争当局のICNIの活動への参加促進を主な目的としており、当委員会において優先度の高いミッション達成に向けた環境整備のために、必要かつ適切な事業である。 このような競争政策の国際的取れんという観点から競争政策の普及啓発を目指す施策は本事業以外にないため、政策体系の中でも優先度は高いと考える。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	ICNIは競争当局のみをメンバーとする組織であり(国・地域は関与できない)、前述した当委員会のミッション「多国間の協力により競争政策の国際的取れん」を効率的に達成するために最良の支出先である。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本分担金の受益者は、ICNI加盟国・地域であるところ、国際競争組織分担金の負担額は、各加盟国・地域の一人当たりのGNI(国民総所得)に応じて一律に決定されており、発展途上国を含めたICNI加盟国・地域(同分担金による受益者)が公平に負担することが求められているものである。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	ICNIの会合に参加するための旅費支援は、公正取引委員会もメンバーを務める運営委員会が定めたルールに基づき実施されており、その水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	ICNIにおける運営上の諸事務を担当するカナダ競争局に直接支出しており、資金の流れに中間段階はない。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本分担金の使途はICNIの運営費用に限定されており、また、ICNIの運営方針は当委員会も参加する運営委員会において決定・確認されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	ICNIでは電話会議等の活用や事務局を設置しないこと等により、ICNIの運営に要するコストの削減が恒常的に行われている。 さらに、当委員会の提案を契機として、全作業部会の共同議長が参加する会議において、旅費支援先選定等の従来ICNI事務局が担っていた業務を作業部会共同議長が担うこと等の運用改善策の検討が始まっている。
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	自費ではICNIの会合に参加することが困難な発展途上国の競争当局が参加できており、ICNIの活動に対する発展途上国の競争当局の参加推進という成果目標に見合った成果実績といえる。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	他の手段・方法等は考えられない。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	ICNI年次総会や各ワークショップを当委員会の競争政策の状況を紹介する場、海外の競争当局等との連携を推進する場として十分に活用している。
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		
	所管府省名	事業番号	事業名

点検・改善結果	点検結果	競争法の分野における最大の国際組織であるICNが開催する年次総会やワークショップは、各国競争当局が直面している課題等について活発な議論を行う貴重な機会となっているところ、当該ICNの会合には国際組織分担金を財源として発展途上国の競争当局の職員も参加することが可能となっており、ICNは発展途上国の競争当局と先進国の競争当局の双方が参加する公平かつ実効性のある国際枠組としての機能を十分に果たしている。よって、今後も国際組織分担金を拠出することは適当である。 他方、国際組織分担金の運用については、前年度中、一部のワークショップに関して発展途上国への旅費支援を実施できなかったこともあり、公正取引委員会より、ICN事務局に対して運用改善を提言したところ、改善に向けて継続的に議論が行われることとなった。
	改善の方向性	引き続き、ICNによる発展途上国に対する旅費支援の決定に関与するとともに、国際組織分担金の支出内容の適正性の検証を行っていく。また、同分担金の運用改善策の検討に関する議論に積極的に関与し、円滑な支出手続及び適切な運用を確保する。
外部有識者の所見		
行政事業レビュー推進チームの所見		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況		
備考		

関連する過去のレビューシートの事業番号																																																																																							
平成22年度	③(3)		平成23年度	⑥		平成24年度	②		平成25年度	①																																																																													
平成26年度	①		平成27年度	0001		平成28年度	0001		平成29年度	0001																																																																													
平成30年度	公正取引委員会 (0001)																																																																																						
※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。																																																																																							
資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円) 公正取引委員会 0.3百万円 (分担金の支出) ↓ A.カナダ競争局 0.3百万円 (旅費支援等)																																																																																							
費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載) <table><thead><tr><th colspan="3">A.</th><th colspan="3">B.</th></tr><tr><th>費目</th><th>使途</th><th>金額 (百万円)</th><th>費目</th><th>使途</th><th>金額 (百万円)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>0</td><td>計</td><td></td><td>0</td></tr></tbody></table>										A.			B.			費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)																																																													計		0	計		0
A.			B.																																																																																				
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)																																																																																		
計		0	計		0																																																																																		
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載																																																																																							

ICNとは・・・

- 競争法の国際的収れんを目的として、2001年10月に設立された、各国・地域の競争当局によるネットワーク
- 国際機関（OECDなど）、弁護士、エコノミスト等も非政府アドバイザー（NGA）として議論に参加
- 固有の建物や常設の事務局を持たないバーチャルな組織
- 126の国・地域から139の競争当局が参加（2019年5月現在）



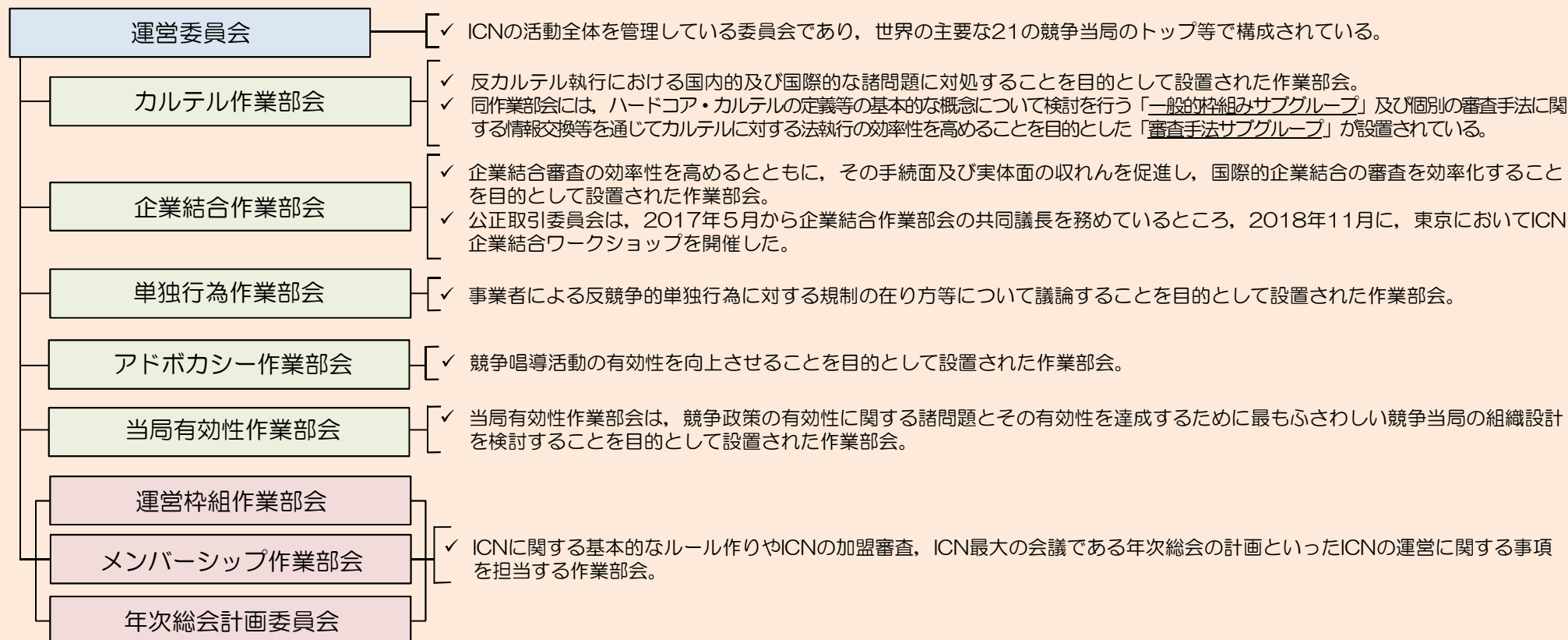
ICNの目的は・・・

- 競争法執行及び競争政策分野における手続や慣行の全世界への普及
- 手続面及び実体面に係る提言の策定
- 効果的な国際協力の促進の模索

ICNの主な活動内容・・・

- 年次総会、各種ワークショップの開催
- 電話会議／電話セミナー／ウェブセミナーの開催
- ICN成果物の取りまとめ・実施

ICNの組織は・・・



※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号

0006

平成31年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)											
事業名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等			担当部局庁	経済取引局取引部			作成責任者			
事業開始年度	平成25年度	事業終了 (予定) 年度	平成32年度	担当課室	取引企画課			佐久間 正哉			
会計区分	一般会計										
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第14条			関係する 計画、通知等	・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定) ・消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部決定) ・臨時閣議における総理発言(平成30年10月15日臨時閣議)						
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成26年4月の消費税率の引上げに伴い発生している中小企業者等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為の防止を一層図るため、また、本年10月に予定されている消費税率引上げに際して、消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るため、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)の内容などの説明会の開催、パンフレットの作成・配布、新聞広告やインターネット広告等による広報活動等を行うことにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本事業では、以下のような事業等を実施する。 ① 消費税転嫁対策特別措置法等の周知徹底を図るため、説明会を開催(移動相談会も併せて開催)するとともに、事業者団体等が主催する説明会に講師を派遣する。 ② 消費税転嫁対策特別措置法等の内容やガイドラインなどについて事業者に理解しやすいパンフレット等を作成・配布し、周知を行う。 ③ 消費税転嫁対策特別措置法等の周知徹底を行うとともに、消費税の転嫁拒否等の行為について厳しく監視する姿勢を示すために、新聞広告やインターネット広告等を実施する。平成30年度においては、消費税の転嫁拒否等の行為を分かりやすく説明するために、新たに動画広告を作成した。										
実施方法	直接実施										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	115.5	51.6	49.1	60.2					
		補正予算	▲46.6	-	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
	計		68.9	51.6	49.1	60.2	0				
	執行額		43	46	47.2						
	執行率(%)		62%	89%	96%						
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		62%	89%	96%						
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由						
	消費税転嫁等対策業務旅費		1.8								
	消費税転嫁等対策業務庁費		58.4								
	計		60.2	0							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 31年度	目標最終年度 32年度
	平成31年度は、各広告物を認知した者の割合を23%以上となるようにする。		各広告物を認知した者の割合(171人/927人)		成果実績	%	-	22	18.4	-	-
					目標値	%	-	-	23	23	-
					達成度	%	-	-	77	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	メディア広報事後調査結果報告書(平成31年3月29日付株式会社オリコム作成)(事後調査アンケートにて各広告物を「確かに見た」又は「見たような気がする」と回答した者の割合)										
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 31年度	目標最終年度 32年度
	平成31年度は、各広告物を認知した者のうち、法律の内容を知っている者の割合が60%以上となるようにする。		各広告物を認知した者のうち、法律の内容を知っている者の割合(87人/171人)		成果実績	%	-	58.8	50.9	-	-
					目標値	%	-	-	60	60	60
					達成度	%	-	-	87	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	メディア広報事後調査結果報告書(平成31年3月29日付株式会社オリコム作成)(事後調査アンケートにて各広告物を「確かに見た」又は「見たような気がする」と回答した者のうち、消費税転嫁拒否行為が法律で禁止されていることを「よく知っている」又は「知っている」と回答した者の割合)										

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 31 年度	目標最終年度 32 年度
	説明会参加者に対する事後アンケートにおいて平成32年度に満足度が90%以上となるようにする。	説明会参加者の満足度 (1316人/1541人)	成果実績	%	87	89	85	-	-
			目標値	%	80	80	80	80	90
			達成度	%	100	100	100	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	主催説明会参加者の事後アンケート(説明会後のアンケートにおいて「満足できた」又は「概ね満足できた」と回答した者の割合)								
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	説明会の開催及び事業者団体主催の説明会への講師派遣回数	活動実績	回	109	57	70			
		当初見込み	回	75	75	75	75		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	パンフレットの配布部数	活動実績	部	264,650	401,050	392,335			
		当初見込み	部	500,000	500,000	500,000	500,000		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	違反事例パンフレットの配布部数	活動実績	部	15,007	3,950	6,060			
		当初見込み	部	-	-	-	-	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	広告を掲載した新聞媒体	活動実績	紙	74	39	39			
		当初見込み	紙	-	-	-	-	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	インターネットバナー広告表示回数	活動実績	回	86,415,029	65,615,297	75,665,496			
		当初見込み	回	-	-	-	-	-	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	説明会の開催及び事業者団体主催の説明会への講師派遣に係る費用／開催回数及び講師派遣回数	単位当たりコスト	円/回	5,354	23,955	12,524			
		計算式	円/回	583553/109	1365467/57	876672/70			
単位当たり コスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	パンフレットの作成・印刷・発送に係る費用／印刷部数	単位当たりコスト	円/部	13.3	14.4	18.9			
		計算式	円/部	3508920/264650	5878099/406050	7485898/396335			
単位当たり コスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	違反事例パンフレットの作成・印刷・発送に係る費用／印刷部数	単位当たりコスト	円/部	26.5	-	35.7			
		計算式	円/部	396900/15000	-	75000/2100			
単位当たり コスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	広告掲載に係る費用／広告を掲載した新聞紙の数	単位当たりコスト	円/紙	360,349	647,077	672,215			
		計算式	円/紙	26665831/74	25236006/39	26216382/39			
単位当たり コスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	広告掲載に係る費用／インターネットバナー広告表示回数	単位当たりコスト	円/回	0.1	0.1	0.1			
		計算式	円/回	9368339/86415029	7783241/65615297	5694934/75665496			

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策評価	政策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4									
		施策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4-1									
		測定指標	定量的指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標年度 年度	
					実績値							
					目標値							
			定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
						施策の進捗状況(実績)						
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
		平成26年4月の消費税率の引上げに伴い発生している中小企業者等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為の防止を一層図るため、また、本年10月に予定されている消費税率引上げに際して、消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るため、法律の内容などを説明する説明会の開催、パンフレットの作成・配布、新聞広告やインターネット広告等による広報活動等を行うことは、消費税の円滑かつ適正な転嫁に資する。										
新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項 (第一階層) KPI (第二階層) KPI	分野:	-									
		KPI (第一階層)			単位	計画開始時 年度	30年度	31年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度		
				成果実績								
				目標値								
				達成度	%							
		KPI (第二階層)			単位	計画開始時 年度	30年度	31年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度		
				成果実績								
				目標値								
				達成度	%							

事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	消費税率の引上げに際し、中小企業者等を中心に消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題になっているところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、法律が成立し、同法において、国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うことが定められている(消費税転嫁対策特別措置法第14条)ところである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	法律の広報活動の実施に当たっては、法律を所管し、調査や指導等の中心となる公正取引委員会(国)が直接行う必要がある。また、移動相談会は、転嫁拒否等の被害を受けている事業者からの相談を受け付けるところ、係る相談への対応は申告者の保護の観点から、調査や指導の中心となる公正取引委員会(国)が率先して直接行う必要がある。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	消費税率の引上げに際し、中小企業者等を中心に消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題になっており、閣議決定で設置された消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部から、消費税の転嫁対策等についての理解を深めてもらうための各種メディア・媒体を活用した広報や説明会の開催などが求められており、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	パンフレットの作成に当たっては、効率的な事業の実施を図るため、入札等を行うことで、コスト削減を行うとともに、メディア広報の実施に当たっては、効果的な事業の実施を図るため、企画競争を実施することにより、支出先を選定している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	パンフレットの作成に当たっては、効率的な事業の実施を図るため、入札等を行うことで、コスト削減を行っている。また、メディア広報の実施に当たっては、効果的な事業の実施を図るため、企画競争を行っているが、価格面についての審査項目を設定した上で、他の審査項目の2倍の点数で設定することにより、コストを重視している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業の実施に当たっては、消費税の転嫁拒否等の行為の防止という目的のため、真に必要な施策について実施している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	パンフレットの作成に当たっては、事前に配布先に対し、必要部数の確認を行うことで、無駄な印刷を行わないようにし、コスト削減や効率化を行った。

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		△	【広告物認知割合】 昨年度と同じ予算額で、今年度は動画広告を作成した結果、消費税に関心の高いビジネス層向けニュースサイトへのバナー広告表示回数が減ったため、到達率が減少し、成果目標を下回る結果となった。 【法律内容認知割合】 昨年度よりも、違反事例を分かりやすく伝えることにスペースを割いた結果、転嫁拒否等の行為が法律違反であるというフレーズが埋没したため、法律内容認知割合が減少し、成果目標を下回る結果となった。 【説明会満足度】 成果目標を上回っており、成果目標に見合ったものであったといえる。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	事業の実施に当たっては、消費税の転嫁拒否等の行為の防止という目的のため、真に必要な施策について実施し、より効果的かつ低コストで実施するために入札等により支出先を選定した。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	新聞広告やインターネット広告のほかに雑誌広告、ラジオ広告及び動画広告を用いた集中的な広報事業を実施し、有効な消費税の転嫁拒否等の行為の防止を図る周知を行った。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	今年度、新たに作成した動画広告については、当委員会公式YouTubeにて随時視聴可能となっているほか、当該動画広告及びパンフレットについては説明会や事業者団体等への研修・講演の際において使用する等、十分に活用している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-	
	所管府省名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るため、事業者向けに広報活動を行うことは極めて重要な課題であるところ、効率性と有効性を考慮しつつ、広報活動を行うことができた。		
	改善の方向性	本年10月に消費税率の引上げが予定されているところ、消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るため、効率的かつ有効性のある広報となるよう、引き続き、必要な見直しを行いながら、実施していくこととする。		
外部有識者の所見				
行政事業レビュー推進チームの所見				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
備考				

関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	新25-1
平成26年度	⑥	平成27年度	0006	平成28年度	0006	平成29年度	0006
平成30年度	公正取引委員会 (0006)						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

公正取引委員会
47.2百万円

新聞広告・インターネット広告等、パンフレットの印刷・発送等、説明会・相談会等の実施

公正取引委員会職員
0.3百万円
(説明会・相談会等に係る出張旅費)

【随意契約(企画競争)】
A (株)オリコム
38百万円
(新聞広告・インターネット広告等)

【一般競争入札(最低価格)等】
B 民間事業者(3者)
8.3百万円
(パンフレットの印刷・発送等)

【随意契約(少額)】
C 民間事業者(9者)
0.3百万円
(説明会・相談会等の会場借上げ等)

【随意契約(その他)】
C 日本郵便(株)
0.1百万円
(説明会の案内状発送)

A.(株)オリコム			B.(株)アイネット		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
消費税転嫁等 対策業務庁費	平成30年度消費税転嫁対策の広報事業	38	消費税転嫁等 対策業務庁費	「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」 パンフレットの原稿データ改訂、印刷及び 発送業務	7.9
計		38	計		7.9

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)オリコム	1010401006924	平成30年度における消費 税転嫁対策の広報事業	38	随意契約 (企画競争)	3		

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)アイネット	5010001067883	パンフレットの原稿データ 改訂, 印刷及び発送業務	7.9	一般競争契約 (最低価格)	3		
2	アロー印刷(株)	1250001005055	パンフレット及びな違反事 例パンフレットの印刷	0.2	随意契約 (少額)	13		
3	(株)ブルーホップ	6010001056290	消費税転嫁対策特別措置 法パンフレットの印刷	0.2	随意契約 (少額)	15		

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人 日本教育会館	9010005003609	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0.1	随意契約 (少額)			
2	アイラック愛知(株)	6180001056935	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0.1	随意契約 (少額)			
3	横浜商工会議所	1020005003540	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0	随意契約 (少額)			
4	千葉商工会議所	6040005000705	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0	随意契約 (少額)			
5	大宮ソニックシティ(株)	7030001001566	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0	随意契約 (少額)			
6	日本環境マネジメン ト(株)	9030001002983	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0	随意契約 (少額)			
7	社会福祉法人浜松 市社会福祉協議会	3080405000155	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0	随意契約 (少額)			
8	九州綜合サービス(株)	5330001001117	事業者向け説明会及び相 談会に伴う会場借料	0	随意契約 (少額)			

D

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日本郵便(株)	1010001112577	説明会の案内状発送	0.2	随意契約 (その他)			

事業概要（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等）

転嫁拒否等に対する迅速かつ厳正な対応

1. 転嫁拒否等の行為についての相談窓口の設置

転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を、本局及び全国の地方事務所等（全国9か所）に設置している。

3条関係	届出関係	その他	合計
4,841件	1,313件	326件	6,480件

（平成25年4月から平成31年3月までの累計）

2. 事業者及び事業者団体に対する移動相談会

事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施している。（平成31年3月末時点 303回）

平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
50回	43回	36回	52回	47回	75回

（移動相談会回数の年度毎の内訳）

違反行為の未然防止のための取組（周知活動）

1. 説明会の実施

消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、また、商工会議所、商工会、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣している。

- 公取委主催説明会の開催（平成31年3月末時点 249回）
- 商工会議所等や事業者団体等主催の説明会等に職員を講師として派遣（平成31年3月末時点 578回）

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
説明会	50回	42回	36回	51回	30回	40回
講師派遣	20回	15回	73回	27回	59回	384回

（主催説明会及び講師派遣回数の年度毎の内訳）

2. 広報物の作成・配布

転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、集中的な広報を実施し、適宜、パンフレット等を配布している。

- 消費税率の引上げ直前期における集中的な広報を実施
平成26年3月：新聞、ラジオ、インターネット及び鉄道車内
- 消費税率の引上げ後における集中的な広報を実施
平成26年6月及び7月：新聞、雑誌及びインターネット
平成28年2月、11月：新聞及びインターネット
平成29年11月：新聞、雑誌、ラジオ及びインターネット
平成31年2月：新聞、雑誌、ラジオ及びインターネット
- リーフレット、パンフレット及びポスターの配布（随時）
- 事例パンフレットの作成・配布（平成27年3月）
- 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限の延長に伴うパンフレットの改訂・配布（平成27年5月、平成28年11月）
- 令和元年10月の消費税率引上げに向けたパンフレットの改訂・配布（平成31年3月）

公正取引委員会の消費税転嫁対策についての集中的な広報について(平成30年度(平成31年2月実施))

新聞広告

掲載媒体

読売新聞

ほか地方紙及びブロック紙
計39紙

掲載期間

2月1日(金)

から28日(木)の間の
いずれか1日

インターネット広告

ユーチューブ動画広告



フェイスブック広告



□これまで税込価格で取引していたので、
増税後も価格を据え置いた。

ウェブバナー広告

(※) 特設ページURL <https://www.jftc.go.jp/info/tenka/H30/index.html>

広告日

2月1日(金)から28日(木)

- ウェブバナー広告をクリック
すると当委員会のHP内の特
設ページ(※)に遷移。

ラジオ広告

消費税の転嫁拒否等の具体的な行為を紹介することに加えて、転嫁拒否を受けた場合の情報提供と書面調査を依頼する内容。

放送媒体

ニッポン放送を中心とするAM局系列ラ
ジオ(全国5エリア)

放送日

2月1日(金)から28日(木)

雑誌広告

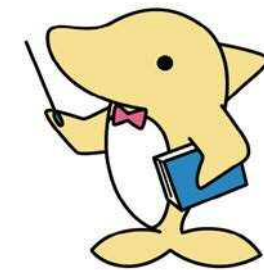
掲載媒体及び掲載日

週刊新潮 2月14日(木)
2月21日(木)

小説新潮 2月22日(金)

芸術新潮 2月25日(月)

キャラクター



ルカちゃん
消費税転嫁されてイルカ

来たる! 2019年10月!
増税前の
今だからこそ!

気をつけてイルカ? 消費税転嫁対策

しょうひぜいてんかたいさく

消費税の転嫁拒否は
法律違反です



消費税転嫁されてイルカ
ルカちゃん

社会保障の充実やよりよい社会をつくるために、

消費税の円滑な転嫁は必要不可欠です。

しかし中には、消費税の転嫁を拒む行為も…。

昨年度はなんと、375件もの消費税転嫁拒否行為が発生。

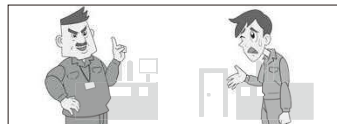
みなさんは心当たり、ございませんか?

右のチェックシートは、主な消費税転嫁拒否行為です。

まずはご自身でセルフチェックを行ってください。

消費税転嫁拒否行為セルフチェック

- ☐ これまで税込価格で取引していたので、増税後も価格を据え置きにした。



※「買いたたき」にあたります。

- ☐ 消費税率の引上げ分を差し引いて振り込んだ。



※「減額」にあたります。

- ☐ 消費税率の引上げ分を支払う代わりに、値札の付け替え作業を要求した。



※「商品購入、役務利用、利益提供の要請」にあたります。

- ☐ 税込価格の見積書しか受け取りませんと拒否した。



※「本体価格での交渉の拒否」にあたります。

※消費税転嫁拒否行為を公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引停止など不利益な取扱いをした場合は、「報復行為」にあたります。

消費税率の引上げにあたり消費税の転嫁を拒む行為は、「消費税転嫁対策特別措置法」で禁止されています。

公正取引委員会等では、様々な情報収集活動によって、立入検査等の調査を積極的に実施。違反行為が認められた場合は、指導・勧告等の措置を採っています。



書面調査にご協力ください!
情報提供者の保護に万全を尽くします。



消費税転嫁拒否行為を受けたらすぐ相談
秘密厳守 消費税転嫁対策調査室 Tel.03-3581-3379

※オリジナルアニメーション公開中!

消費税転嫁対策

検索



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

全国8か所の公正取引委員会地方事務所等でも受け付けています。 <https://www.jftc.go.jp/tenkatsaisaku/uketukemadoguti.html>

新聞突き出し（全国）

来たる! 2019年10月! 増税前の今だからこそ!
しょうひぜいてんかきよりこうい

気をつけて
イルカ?

消費税転嫁拒否行為 セルフチェック

☐ これまで税込価格で取引していたので、
増税後も価格を据え置きにした。



※「買ったとき」にあたり、法律違反です。

詳しくは中面を
CHECK!

心あたりが
ある方は、すぐに
ご相談ください。

 公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

新聞突き出し（地方紙）

来たる! 2019年10月! 増税前の今だからこそ!
しょうひぜいてんかきよりこうい

気をつけて
イルカ?

消費税転嫁拒否行為 セルフチェック

☐ これまで税込価格で取引していたので、
増税後も価格を据え置きにした。



※「買ったとき」にあたり、
法律違反です。

心あたりがある方は、すぐにご相談ください。

書面調査にご協力を!
消費税転嫁拒否のご相談はこちら

Tel.03-3581-3379

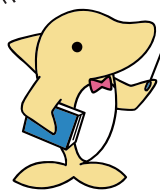
消費税転嫁対策 検索

 公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

来たる! 2019年10月!
増税前の
今だからこそ!

気をつけてイルカ? しょうひぜいてんかたいさく 消費税転嫁対策

消費税の転嫁拒否は
法律違反です



社会保障の充実やよりよい社会をつくるために、消費税の円滑な転嫁は必要不可欠です。

しかし中には、消費税の転嫁を拒む行為も…。

昨年度はなんと、375件もの消費税転嫁拒否行為が発生。みなさんは心当たり、ございませんか?

下記のチェックシートは、主な消費税転嫁拒否行為です。

まずはご自身でセルフチェックを行ってください。

消費税率の引上げにあたり消費税の転嫁を拒む行為は、「消費税転嫁対策特別措置法」で禁止されています。
公正取引委員会では、様々な情報収集活動によって、立入検査等の調査を積極的に実施。
違反行為が認められた場合は、指導・勧告等の措置を採っています。

消費税転嫁拒否行為セルフチェック



- ☐ これまで税込価格で取引していたので、増税後も価格を据え置きにした。



※「買いたたき」にあたります。

- ☐ 消費税率の引上げ分を差し引いて振り込んだ。



※「減額」にあたります。

- ☐ 消費税率の引上げ分を支払う代わりに、値札の付け替え作業を要求した。



※「商品購入、役務利用、利益提供の要請」にあたります。

- ☐ 税込価格の見積書しか受け取りませんと拒否した。



※「本体価格での交渉の拒否」にあたります。

※消費税転嫁拒否行為を公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引停止など不利益な取扱いをした場合は、「報復行為」にあたります。

書面調査にご協力ください!

情報提供者の保護に万全を尽くします。



消費税転嫁拒否を受けたらすぐ相談 消費税転嫁対策調査室

秘密厳守 Tel.03-3581-3379

オリジナルアニメーション公開中!

消費税転嫁対策

検索

全国8か所の公正取引委員会地方事務所等でも受け付けています。
<https://www.jftc.go.jp/tenkatasaku/uketukemadoguti.html>

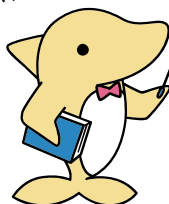


公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

来たる! 2019年10月!
**増税前の
今だからこそ!**

気をつけてイルカ? しょうひぜいてんかたいさく 消費税転嫁対策

消費税の転嫁拒否は
法律違反です



社会保障の充実やよりよい社会をつくるために、消費税の円滑な転嫁は必要不可欠です。

しかし中には、消費税の転嫁を拒む行為も…。

昨年度はなんと、375件もの消費税転嫁拒否行為が発生。みなさんは心当たり、ございませんか?

下記のチェックシートは、主な消費税転嫁拒否行為です。

まずはご自身でセルフチェックを行ってください。

消費税率の引上げにあたり消費税の転嫁を拒む行為は、「消費税転嫁対策特別措置法」で禁止されています。
公正取引委員会では、様々な情報収集活動によって、立入検査等の調査を積極的に実施。
違反行為が認められた場合は、指導・勧告等の措置を取っています。

消費税転嫁拒否行為セルフチェック



消費税転嫁されてイルカ
ルカちゃん

- ☐ これまで税込価格で取引していたので、増税後も価格を据え置きにした。



※「買ったとき」にあたります。

- ☐ 消費税率の引上げ分を差し引いて振り込んだ。



※「減額」にあたります。

- ☐ 消費税率の引上げ分を支払う代わりに、値札の付け替え作業を要求した。



※「商品購入、役務利用、利益提供の要請」にあたります。

- ☐ 税込価格の見積書しか受け取りませんと拒否した。



※「本体価格での交渉の拒否」にあたります。

※消費税転嫁拒否行為を公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引停止など不利益な取扱いをした場合は、「報復行為」にあたります。

書面調査にご協力ください!

情報提供者の保護に万全を尽くします。

※オリジナルアニメーション公開中!

消費税転嫁対策

検索

全国8か所の公正取引委員会地方事務所等でも受け付けています。
<https://www.jftc.go.jp/tenkatasaku/uketukemadoguti.html>

消費税転嫁拒否を受けたらすぐ相談 消費税転嫁対策調査室

秘密厳守

Tel.03-3581-3379

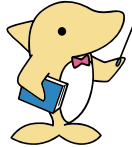


公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

来たる! 2019年10月!
増税前の
今だからこそ!

気をつけてイルカ? しょうひぜいてんかたいざく 消費税転嫁対策

消費税の転嫁拒否は
法律違反です



社会保障の充実やよりよい社会をつくるために、消費税の円滑な転嫁は必要不可欠です。
しかし中には、消費税の転嫁を拒む行為も…。
昨年度はなんと、375件もの消費税転嫁拒否行為が発生。みなさんは心当たり、ございませんか?
下記のチェックシートは、主な消費税転嫁拒否行為です。
まずはご自身でセルフチェックを行ってください。

消費税率の引上げにあたり消費税の転嫁を拒む行為は、「消費税転嫁対策特別措置法」で禁止されています。
公正取引委員会では、様々な情報収集活動によって、立入検査等の調査を積極的に実施。
違反行為が認められた場合は、指導・勧告等の措置を採っています。

消費税転嫁拒否行為セルフチェック



☐ これまで税込価格で取引していたので、
増税後も価格を据え置きにした。



※「買いたさき」にあたります。

☐ 消費税率の引上げ分を
差し引いて振り込んだ。



※「減額」にあたります。

☐ 消費税率の引上げ分を支払う
代わりに、値札の付け替え作業を要求した。



※「商品購入、役務利用、利益提供の要請」にあたります。

☐ 税込価格の見積書しか
受け取りませんと拒否した。



※「本体価格での交渉の拒否」にあたります。

※消費税転嫁拒否行為を公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引停止など不利益な取扱いをした場合は、「報復行為」にあたります。

書面調査にご協力ください!

情報提供者の保護に万全を尽くします。



消費税転嫁拒否を受けやすく相談 消費税転嫁対策調査室

秘密厳守 Tel.03-3581-3379

オリジナルアニメーション公開中!

消費税転嫁対策

検索

全国8か所の公正取引委員会地方事務所等でも受け付けています。
<https://www.jftc.go.jp/tenkatsaisaku/uketukemadoguti.html>



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

WEB バナー

来たる! 2019年10月! 増税前の今だからこそ!

しょうひぜいてんかきょこうい

気をつけて
セルフチェック

☐ これまで税込価格で取引していたので、
増税後も価格を据え置きにした。

※「買いたたき」
にあたり、
法律違反です。

書面調査にご協力ください!

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



□これまで税込価格で取引していたので、増税後も価格を据え置いた。



□消費税率の引上げ分を差し引いて振り込んだ。



□消費税率の引上げ分を支払う代わりに、値札の付け替え作業を要求した。



□税込価格の見積書しか受け取りませんと拒否した。



□消費税転嫁拒否行為を公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引停止など不利益な取扱いをした。

(買ったたき) 篇

- 1  「アルプス1万尺」
(ルカちゃん NA)
消費税転嫁対策
- 2  増税前に
気をつけまSHOW!
- 3  (歌い込み)
♪これまで税込価格で取引してたけど
- 4  増税後も
価格を据え置き
取引をした〜♪
- 5  (SE)
ブーツ
(ルカちゃん NA)
ダメ!
- 6  このような
「買ったたき」行為は
- 7  (SE)
ブーツ
(ルカちゃん NA)
法律違反ですよ!
- 8  (歌手&ルカちゃん)
♪消費税転嫁対策♪

(減額) 篇

- 9  (ルカちゃん NA)
増税前に
気をつけましょう!
- 10  (歌い込み)
♪取引先への代金を支払うと〜きに
- 11  増税分を減額して
振り込んだ〜♪
- 12  (SE)
ブーツ
(ルカちゃん NA)
ダメダメ!
- 13  このような
「減額」行為も
- 14  (SE)
ブーツ
(ルカちゃん NA)
法律違反で〜す!
- 15  (歌手&ルカちゃん)
♪消費税転嫁対策♪

(商品購入、役務利用、利益提供の要請) 篇

- 16 (ルカちゃん NA) 増税前に 気をつけましょう！
- 17 (歌い込み) ♪消費税率の 引上げ分を 支払う代わりに
- 18 値札の 付け替え作業を 要求した～♪
- 19 (SE) ブーツ (ルカちゃん NA) ダメだぜい！
- 20 「商品購入、役務利用、 利益提供の要請」 行為も
- 21 (SE) ブーツ (ルカちゃん NA) 法律違反です！
- 22 (歌手&ルカちゃん) ♪消費税転嫁対策♪

(本体価格での交渉の拒否) 篇

- 23 (ルカちゃん NA) 増税前に 気をつけましょう！
- 24 (歌い込み) ♪税込価格の 見積書しか
- 25 受け取りませんと 拒否をした～♪
- 26 (SE) ブーツ (ルカちゃん NA) ダ～メ！
- 27 このような 「本体価格での 交渉の拒否」 行為も
- 28 (SE) ブーツ (ルカちゃん NA) 法律違反なのです！
- 30 (歌手&ルカちゃん) ♪消費税転嫁対策♪

(報復行為) 篇

- 31  (ルカちゃん NA)
増税前に
気をつけましょう！
- 32  (歌い込み)
♪消費税の転嫁拒否を
チクられたから
- 33  (歌い込み)
♪売手との取引を
停止した～♪
- 34  (SE)
ブーツ
(ルカちゃん NA)
ダメダメダメ～！
- 35  (SE)
もちろん
「報復行為」も
- 36  (SE)
ブーツ
(ルカちゃん NA)
法律違反！
- 37  (歌手&ルカちゃん)
♪消費税転嫁対策♪

(総括) 篇

- 38  (ルカちゃん NA)
増税前に
気をつけましょう！
- 39  (歌い込み)
♪消費税の
増税にあたり
- 40  (歌い込み)
消費税の転嫁を
- 41  (SE)
拒む行為は、
消費税転嫁～
- 42  (SE)
拒否♪
- 43  (ルカちゃん NA)
「買ったとき」
- 44  (ルカちゃん NA)
「減額」

45



(ルカちゃん NA)

「商品購入、役務利用、利益提供の要請」

46



「本体価格での交渉の拒否」

47



「報復行為」は、「消費税転嫁対策特別措置法」で禁止されています

48



公正取引委員会では様々な情報収集活動によって、立入検査などの調査を積極的に実施。

49



違反行為が認められた場合は、指導・勧告などの措置を採っています。

50



(SE)

ピッピー

51



(ルカちゃん NA)

消費税転嫁拒否行為を受けた方は、公正取引委員会まで。

52



(ルカちゃん NA)

まずは、書面調査にご協力を。

53



(歌い込み)

♪消費税転嫁対策♪

54



(ルカちゃん NA)

増税前に気をつけましょう！

55



詳しくは、
(SL)

♪消費税転嫁対策♪

56



(ルカちゃん NA)

で検索だぜい！

Youtube 動画広告15秒

15秒



♪ ————— 「アルプス1万尺」



(歌い込み)

♪これまで税込み価格で取引してたけど



増税後も価格を据え置き取引をした～♪



(リカちゃん NA)

買ったときは違反！



(歌い込み)

♪消費税転嫁対策♪



(リカちゃん NA)

増税前に気をつけましょう！



(SL)

♪消費税転嫁対策♪

来たる! 2019年10月!
増税前の
今だからこそ! **気をつけてイルカ?**
消費税転嫁対策

あなたはどれで備えますか?

- ☐ 消費税転嫁拒否行為
セルフチェック
- ☐ 増税前に気をつけようSHOW!
- ☐ 書面調査



社会保障の充実やよりよい社会をつくるために、消費税の円滑な転嫁は必要不可欠です。

しかし中には、消費税の転嫁を拒む行為も…。

昨年度はなんと、375件もの消費税転嫁拒否行為が発生。

みなさんは心当たり、ございませんか?

下記のチェックシートは、主な消費税転嫁拒否行為です。

まずはご自身でセルフチェックを行ってください。

消費税率の引上げにあたり消費税の転嫁を拒む行為は、「消費税転嫁対策特別措置法」で禁止されています。
公正取引委員会では、様々な情報提供活動によって、立入検査等の調査を積極的に実施。
違反行為が認められた場合は、指導・勧告等の措置をとっています。

消費税転嫁拒否行為セルフチェック

- ☐ これまで税込価格で取引していたので、増税後も価格を据え置きにした。



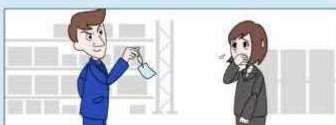
通常支払われる対価に出て、対価の額を低く定める行為は、「買いたたき」にあたります。

- ☐ 消費税率の引上げ分を差し引いて振り込んだ。



消費税率の引上げ分を、事後的に減らして支払う行為は、「減額」にあたります。

- ☐ 消費税率の引上げ分を支払う代わりに、値札の付け替え作業を要求した。



消費税の転嫁を受け入れる代わりに、指定する商品購入やサービス利用、経済上の利益を要請する行為は、「商品購入・役務利用・利益提供の要請」にあたります。

- ☐ 税込価格の見積書しか受け取りませんと拒否した。



消費税を含まない価格での交渉の申出を受けたにも関わらず、その申出を拒否する行為は、「本体価格での交渉の拒否」にあたります。

- ☐ 消費税転嫁拒否行為を公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引停止など不利益な取扱いをした。



消費税の転嫁拒否行為を公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引数量の減少や、取引の停止、不利益な取扱いを行う行為は、「報復行為」にあたります。

**消費税転嫁対策
増税前に気をつけようSHOW!**



消費税転嫁対策のオリジナルアニメーションが完成!
動画でわかりやすく解説します。

書面調査にご協力ください!

情報提供者の保護に万全を尽くします。

調査票はこちらからダウンロードできます

法人向け調査票

個人事業者向け調査票

消費税転嫁拒否行為を受けたらすぐ相談。 **秘密厳守**

Tel.03-3581-3379

もっと知りたい方はコチラ

消費税転嫁対策について

調査結果後に修正した特設ページ

当初の特設ページ



現在の特設ページ



※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0007

平成31年度行政事業レビューシート(公正取引委員会)											
事業名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査				担当部局庁	経済取引局取引部			作成責任者		
事業開始年度	平成26年度	事業終了(予定)年度	平成32年度	担当課室	取引企画課				池田 卓郎		
会計区分	一般会計										
根拠法令 (具体的な条項も記載)	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第4条、第6条、第14条、第15条				関係する計画、通知等	消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部)					
主要政策・施策	-				主要経費	その他の事項経費					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	消費税の転嫁拒否等の違反行為を受けることが多い中小事業者等は違反行為者に対し立場が弱く、自ら被害を申し出ることが期待できない実態がある。また、中小事業者等が消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するためには特措法違反行為に対する監視の範囲を最大限に広げる必要があり、そのためには、すべての事業者が違反被疑情報を申告できる機会を確保することが重要となる。そのため、中小企業庁と合同で悉皆的な書面調査を実施し転嫁拒否行為等について積極的な情報収集を行い、問題のある行為に対して迅速かつ厳正に対処することを目的としている。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	大規模な書面調査を実施するため、下記の事業を実施する。 ①調査票、回答用紙、往信用封筒、返信用封筒、パンフレット、リーフレットについて所要の部数を印刷し、対象事業者約630万者に対して送付する。 ②コールセンターを設置し、回答者からの問い合わせに対応する。 ③返送された回答用紙の内容を入力し、違反の疑いのある事業者を抽出する。 ④違反行為が疑われる事業者に対しては、公正取引委員会・中小企業庁等において消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査を行い、問題のある行為に対して迅速かつ厳正に対処する。										
実施方法	委託・請負										
予算額・執行額 (単位:百万円)			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	806	624	475	545					
		補正予算	▲ 135								
		前年度から繰越し									
		翌年度へ繰越し									
		予備費等									
	計		671	624	475	545	0				
	執行額		389	385	370						
	執行率(%)		58%	62%	78%						
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		58%	62%	78%						
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由						
	消費税転嫁等対策委託費		545								
	計		545								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標最終年度 32年度
	書面調査の実施により調査対象とされた案件を事業実施期間中に処理する。 なお、平成30年度においては、調査対象とされた案件のうち8割以上処理する。 〔平成30年度成果実績〕 計算式=(書面調査の回答を端緒とした措置件数の当該年度までの累計値)÷(書面調査の回答を端緒とした調査対象案件の発生数の当該年度までの累計値)		成果実績	%	91.1	92.8	92.6				
			目標値	%	80	80	80		100		
			達成度	%	100	100	100				
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	書面調査の回答を端緒とした調査対象案件数及び事件処理件数										
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標					単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	書面調査の調査票発送数				活動実績	万件	615	625	619	-	-
					当初見込み	万件	630	615	615	668	638
単位当たり コスト	算出根拠					単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	大規模書面調査に係る経費÷書面調査票発送数				単位当たりコスト	円	63	62	60	82	
					計算式	/	38950万/615万	38466万/625万	36977万/619万	54514万/668万	

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4										
	施策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4-1										
	測定指標	定量的指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標年度 年度		
				実績値								
				目標値								
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)							
					施策の進捗状況(実績)							
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	大規模書面調査を実施することによって、商品や役務(サービス)を供給している事業者が ⁶ 、取引先事業者(買手事業者)から消費税の転嫁拒否等の行為を受けていないかの情報を積極的に収集し、問題となる行為の是正につなげることは、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に資する。											
新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:										
	KPI (第一階層)				単位	計画開始時 年度	30年度	31年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度		
				成果実績								
				目標値								
			達成度	%								
	KPI (第二階層)				単位	計画開始時 年度	30年度	31年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度		
				成果実績								
				目標値								
		達成度	%									

事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	消費税率8%引上げ時の運用において、引上げ後5年超にわたり勧告事件を含む多数の違反事件が摘発されていることから、引き続き運用を行っていく必要がある。毎年継続して悉皆調査を行うことにより、悪質な事業者に対する牽制効果も見込まれる。 特に、令和元年10月には消費税率10%への引上げが予定されており、増税後の違反行為についての情報を積極的に収集することは、国民や社会のニーズを反映したものといえる。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。また、消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部)において、書面調査の実施による違反被疑情報の収集、転嫁拒否等の行為に対する調査等を行い、転嫁を受け入れることなどの必要な指導を行うことが強く求められている。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	書面調査実施に係る委託事業者の選定では、一般競争入札を行い、広く調達先を確保するなど、競争性を確保したものとしている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	—
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	全ての事業において一般競争入札を行うことにより、競争性の確保とコスト削減を図っている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	委託先事業者が再委託を行う際には、委託契約の締結の前に再委託の必要性や資金の流れについて確認を行い、また、支出額の確定検査を実施し、合理的な支出となっているか、厳正に確認している。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業者からの実績報告を検査し、事業目的に即して必要なものに限定されているか確認している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	一般競争入札を行うことにより、競争性が確保されていることで、経費を想定よりも抑えることができたため。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	—
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	・昨年度の公開プロセスでの外部有識者の指摘等を踏まえ、令和元年度に実施する調査から、回答者の利便性及び業務効率化等のため、調査票についてチェックボックス、プルダウン方式等を用いることで回答を容易にした電子媒体の回答用紙(エクセル様式)を当委員会のウェブサイトに掲載するとともに、中小企業庁がウェブサイト上に設置している「申告受付窓口」のページを書面調査と同様の様式に修正し、同ページのURLを調査票に記載することにより、インターネットを利用して回答できるようにした。 ・書面調査の発送に当たって、送付先の重複を排除し、先に実施した書面調査の結果を踏まえ、宛先不明分を発送先から除外するなど、効率的な執行を図っている。 ・調査票を受け取った回答者の負担を軽減し、分かりやすくするため調査票の記載内容を修正している。

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	調査対象案件のうち、処理件数を8割以上とするという成果目標に対し、成果実績は92.6%であり、成果目標を達成している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	調査対象とされた全ての事業者に対して書面調査を実施しており、活動実績は見込みに見合っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	事件処理件数のうち、勧告及び指導した事案では、転嫁拒否等行為によって発生した被害額を回復させており、違反行為に対する是正措置が採られている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			○	消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針に基づき、書面調査を行うこととされている公正取引員会と中小企業庁は重複排除のため、書面調査を合同で行うとともに、書面調査に要した経費を折半して支出している。 また、特措法違反行為の防止又は是正のために必要なときは、情報の提供又は協力を求めることとしている。
	所管府省名	事業番号	事業名		
	経済産業省	0137	消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業		
点検・改善結果	点検結果	消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査業務等については、引き続き厳正な執行に取り組む必要があるところ、費用の支出について効率的な執行に努めるとともに、インターネットを利用した調査の導入、送付先の重複排除等、効率性と有効性を踏まえた大規模書面調査を実施している。			
	改善の方向性	・平成30年度下半期において、書面調査の送付先及び中小企業関係団体に対し130件のヒアリングを実施し、調査票の改善すべき点について聴取した。令和元年度の税率引上げ前に送付した調査票の設計においては、軽減税率の導入など確認すべき点が増えている中でも質問項目を絞り込み、分かりやすく回答が容易な内容とすべく工夫を行った。 ・令和元年度に実施する調査から、回答者の利便性及び業務効率化等のため、調査票についてチェックボックス、プルダウン方式等を用いることで回答を容易にした電子媒体の回答用紙(エクセル様式)を当委員会のウェブサイトに掲載するとともに、中小企業庁がウェブサイト上に設置している「申告受付窓口」のページを書面調査と同様の様式に修正し、同ページのURLを調査票に記載することにより、インターネットを利用して回答できるようにした。 ・令和元年10月の消費税率引上げに際し、転嫁拒否行為による被害を未然に防止する観点から、消費税率引き上げ前にも書面調査を実施する。また、8%引上げ時の運用において、引上げ後4年超にわたり勧告事件を含む多数の違反事件が摘発されていることから、令和元年度以降も引き続き悉皆的な書面調査を実施する。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					

関連する過去のレビューシートの事業番号								
平成22年度	-		平成23年度	-		平成24年度	-	
平成26年度	新26-1		平成27年度	0007		平成28年度	0007	
平成30年度	公正取引委員会 (0007)							
※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。								
資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)	公正取引委員会 370百万円 【事業者データの抽出作業】 ↓ 【支出委任】 法務省 3百万円 ↓ 【随意契約(その他)】 A 富士通株式会社 3百万円 ↓ 【支出委任】 中小企業庁 367百万円 ↓ 【特定供給事業者(法人)向け書面調査の実施に必要な事業】 【一般競争入札(最低価格)】 B メールソリューション・ジャパン株式会社 138百万円 印刷、封入及び発送業務 【一般競争入札(最低価格)】 C 株式会社KDDIエボルバ 13百万円 コールセンター業務 【一般競争入札(最低価格)】 D 富士ソフトサービスビューロ株式会社 34百万円 回答入力業務 【特定供給事業者(個人)向け書面調査の実施に必要な事業】 【一般競争入札(最低価格)】 E ナカバヤシ株式会社 181百万円 印刷、封入及び発送業務 【一般競争入札(最低価格)】 C 株式会社KDDIエボルバ (※) コールセンター業務 【一般競争入札(最低価格)】 D 富士ソフトサービスビューロ株式会社 (※) 回答入力業務 (※)業務内容が同一であることから、同じ事業者に一括して発注している。							
	資金の流れ							
	A.富士通株式会社							
	費目	使途	金額 (百万円)	B.メールソリューション・ジャパン株式会社				
	消費税転嫁対策委託費	書面調査発送事業者のデータ抽出作業	3	費目	使途	金額 (百万円)		
	計		3	消費税転嫁対策委託費	特定供給事業者(法人向け)向け書面調査に係る印刷、封入及び発送業務	138		
	C.株式会社KDDIエボルバ							
	費目	使途	金額 (百万円)	D.富士ソフトサービスビューロ株式会社				
	消費税転嫁対策委託費	書面調査に係るコールセンター業務	13	費目	使途	金額 (百万円)		
	計		13	消費税転嫁対策委託費	書面調査に係る調査票の回答入力業務	34		
E.ナカバヤシ株式会社								
費目	使途	金額 (百万円)	F.					
消費税転嫁対策委託費	特定供給事業者(個人向け)向け書面調査に係る印刷、封入及び発送業務	181	費目	使途	金額 (百万円)			
計		181	計		0			

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士通株式会社	1020001071491	書面調査発送事業者のデータ抽出作業	3	随意契約 (その他)			

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	メールソリューション・ジャパン株式会社	8010001090081	特定供給事業者(法人向け)向け書面調査に係る印刷, 封入及び発送業務	138	一般競争契約 (最低価格)	5	-	

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社KDDIエボルバ	4011101006162	書面調査に係るコールセンター業務	13	一般競争契約 (最低価格)	4	-	

D

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士ソフトサービスビューロ株式会社	1010601027646	書面調査に係る調査票の回答入力作業	34	一般競争契約 (最低価格)	4	-	

E

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ナカバヤシ株式会社	4120001086023	特定供給事業者(個人向け)向け書面調査に係る印刷, 封入及び発送業務	181	一般競争契約 (最低価格)	4	-	

参 考 資 料

参考1	消費税転嫁対策特別措置法の目的及び概要……………	1
参考2	消費税転嫁拒否等の行為に対する処理スキームにおける書面 調査の役割等……………	3
参考3－1	書面調査の調査票（平成30年度供給事業者向け（売手側）、 税率引上げ前、郵送書面）……………	12
参考3－2	最新の書面調査の依頼状（令和元年5月発送）……………	23
参考3－3	前記依頼状に記載のリンク先①（エクセル様式）……………	24
参考3－4	前記依頼状に記載のリンク先②（ウェブサイト上の回答 フォーム）……………	26
参考4	執行額等と運用実績の経年比較〔公取部分〕……………	29
参考5	消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査結果の推移に ついて（価格転嫁の状況）……………	30
参考6	消費税転嫁対策特別措置法の運用による影響等について……	31

法律の目的及び概要

1. 目的

平成26年4月及び令和元年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの

2. 概要

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

＜平成25年10月1日から施行し、令和3年3月31日限りでその効力を失う。＞

（法律改正により、同法の期限は、平成30年9月30日から令和3年3月31日に延長された。）

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置①

1. 法律の対象となる事業者

	特定事業者(転嫁拒否等をする側)(買手)	特定供給事業者(転嫁拒否等をされる側)(売手)
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者 (注2)
②	右欄の特定供給事業者から継続して 商品又は役務の供給を受ける法人事業者 (注1)	○資本金等の額が3億円以下の事業者 ○個人事業者等 (注2)

(注1) 地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当する。

(注2) 消費税の免税事業者であっても特定供給事業者に該当する。

2. 大規模小売事業者の定義(公正取引委員会規則)

- 特定事業者となる「大規模小売事業者」(公正取引委員会規則で定めるもの)
一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者で、次の①又は②のいずれかに該当するもの
 - ① 前事業年度における売上高が100億円以上である者
 - ② 次のいずれかの店舗を有する者
 - ・ 東京都特別区及び政令指定都市において、店舗面積が3,000㎡以上
 - ・ その他の市町村において、店舗面積が1,500㎡以上
- (注) コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む(この場合、上記①の売上高については加盟する者の売上高を含む。)

3. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、特定供給事業者に対し、以下に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 消費税の転嫁拒否等の行為

① 減額、買いたたき

- ・ 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
- ・ 商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること

② 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること
- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

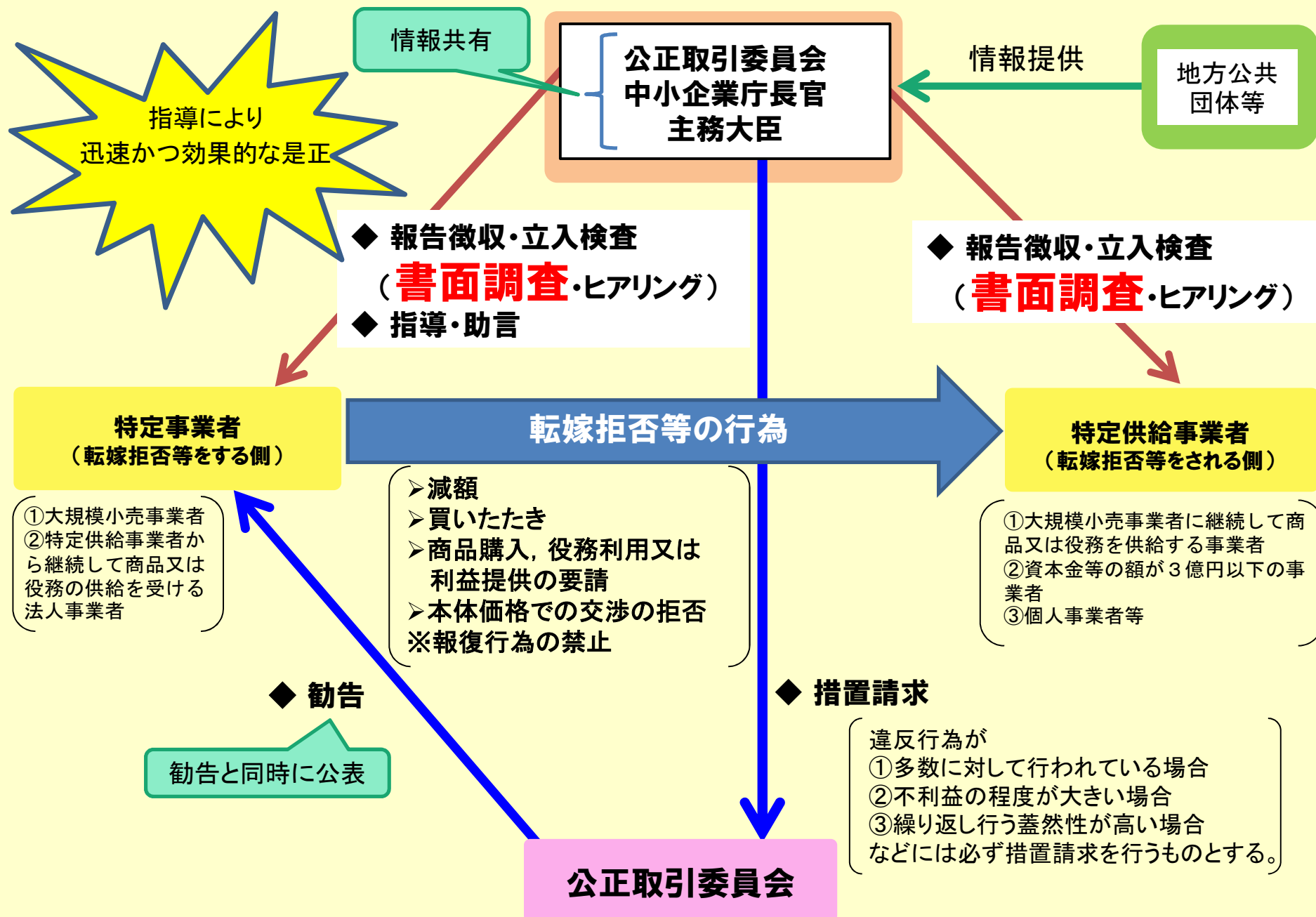
③ 本体価格での交渉の拒否

- ・ 商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格(消費税を含まない価格)を用いる旨の申出を拒むこと

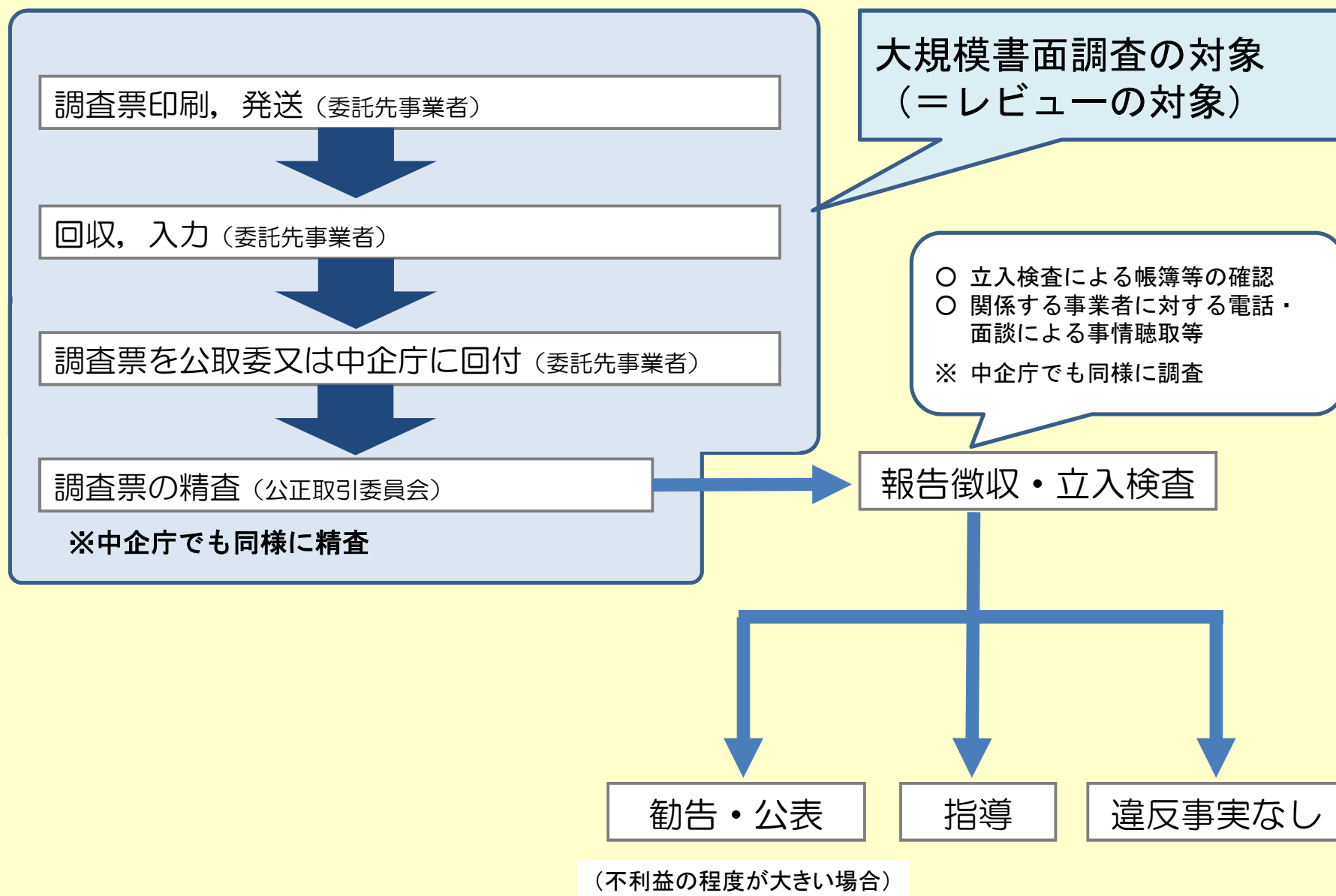
(2) 報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること

第1 消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキーム



大規模書面調査から、調査～措置までの概略



調査・取締り状況（平成25年10月～平成31年3月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
11,229件	6,222件	4,662件 （170件）	48件 （11件）	13件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	194件	4件	198件
買ったたき （注5）	4,265件	48件	4,313件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	260件	0件	260件
合計（注6）	4,791件	52件	4,843件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	684件	4件	688件
製造業	1,054件	1件	1,055件
情報通信業	610件	6件	616件
運輸業（道路貨物 運送業等）	266件	1件	267件
卸売業	306件	1件	307件
小売業	372件	11件	383件
不動産業	159件	8件	167件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	328件	0件	328件
学校教育・教育支 援業	124件	3件	127件
その他（注8）	759件	13件	772件
合計	4,662件	48件	4,710件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、娯楽業、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

平成31年3月末時点

1	(株)JR東日本ステーションリテイリング (平成26年4月23日)	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する(株)JR東日本ステーションリテイリングは、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ3%程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。	第3条第1号後段 (買いたたき)
2	(株)三城 (平成26年6月12日)	メガネ等を販売する(株)三城は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買いたたき)
3	山形市(山形市立病院済生館) (平成26年6月17日)	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成25年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第3条第1号後段 (買いたたき)
4	一般社団法人東京都自転車商防犯協力会 (平成26年6月26日)	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買いたたき)
5	一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会 (平成26年6月26日)	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第3条第1号後段 (買いたたき)
6	(株)ルネサンス (平成26年7月24日)	スポーツ施設の運営等の事業を営む(株)ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第3条第1号後段 (買いたたき)
7	産業機械健康保険組合 (平成26年8月1日)	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を営む産業機械健康保険組合は、健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第3条第1号後段 (買いたたき)
8 ～ 10	吉野家グループ (株)吉野家資産管理サービス (株)北日本吉野家 (株)中日本吉野家 (平成26年9月24日)	店舗等の賃貸借等の事業を営む(株)吉野家資産管理サービス、外食業を営む(株)北日本吉野家及び(株)中日本吉野家の3社は、それぞれ、店舗所有者(賃貸人)の一部に対し、賃料の消費税率の引上げ分を減額し、又は賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号前段(減額)及び同号後段 (買いたたき)
11	山佐産業(株) (平成26年10月22日)	パチンコホール等の遊技場にスロットの販売等を行う山佐産業(株)は、スロットの販売等の業務に関する業務委託契約を締結している販売代理店に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託手数料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
12	東映アニメーション(株) (平成26年12月17日)	主にアニメーションの製作事業を営む東映アニメーション(株)は、アニメーションの原画、動画等の制作業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
13	(株)トライグループ (平成26年12月19日)	学習指導事業を営む(株)トライグループは、 ① 家庭教師の業務委託契約を締結している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いて支払った。 ② 教室施設の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
14	住友不動産エスフォルタ(株) (平成27年1月30日)	スポーツ施設の運営等の事業を営む住友不動産エスフォルタ(株)は、スポーツ指導を行う個人事業者又は法人事業家に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
15	(株)広島東洋カープ (平成27年2月26日)	プロ野球球団を運営し、球団のロゴマーク等を表示する商品(以下「グッズ」という。)の販売等を行う(株)広島東洋カープは、グッズの納入業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずにグッズの仕入価格を据え置いた。	第3条第1号後段 (買いたたき)

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

平成31年3月末時点

16	大東建物管理(株) (平成27年3月19日)	不動産賃貸業等を営む大東建物管理(株)は、賃貸物件の清掃等の業務に関する業務委託契約を締結している個人事業者又は法人事業者にに対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)	25・26	DCMダイキ(株) ・ (株)ホームセンターサンコー (平成27年6月9日)	日用品を販売するDCMダイキ(株)及び(株)ホームセンターサンコーの2社は、それぞれ、野菜等の商品の仕入先である農家等の一部に対し、仕入代金について、税抜価格の販売価格から販売手数料相当額を控除した額に8%を乗じた額を上乗せせずに支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
17 18	コカ・コーラウエスト(株) ・ 西日本ビバレッジ(株) (平成27年3月26日)	自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を営むコカ・コーラウエスト(株)及び西日本ビバレッジ(株)の2社は、それぞれ、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)	27	(株)西松屋チェーン (平成27年6月12日)	乳幼児等の衣料品等を販売する(株)西松屋チェーンは、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買いたたき)
19	アイフル(株) (平成27年3月27日)	貸金業を営むアイフル(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置く旨の要請等を行った。	第3条第1号後段 (買いたたき)	28	(株)主婦と生活社 (平成27年7月9日)	雑誌等の出版業を営む(株)主婦と生活社は、雑誌等に掲載する原稿、写真等の作成又は編集、校正等の業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
20 21	アサヒグローバル(株) ・ アサヒグローバル三重(株) (平成27年4月2日)	住宅の建築工事業を営むアサヒグローバル(株)及びアサヒグローバル三重(株)の2社は、それぞれ、住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者にに対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)	29	(株)穴吹ハウジングサービス (平成27年10月2日)	駐車場事業等を営む(株)穴吹ハウジングサービスは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置く旨の要請等を行った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
22	SMBCコンシューマーマイナンス(株) (平成27年5月22日)	貸金業を営むSMBCコンシューマーマイナンス(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買いたたき)	30	アイディホーム(株) (平成27年12月22日)	戸建住宅の建設・販売業等を営むアイディホーム(株)は、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
23	(株)建築資料研究社 (平成27年6月4日)	資格取得対策スクールの運営等の事業を営む(株)建築資料研究社は、 ① 資格取得対策スクールの運営等の業務を委託している一部の事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料金を据え置いて支払った。 ② 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)	31	(株)アーネストワン (平成27年12月22日)	戸建住宅の建設・販売業等を営む(株)アーネストワンは、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
24	(株)コインパーク (平成27年6月5日)	駐車場事業を営む(株)コインパークは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)	32	(株)東光高岳 (平成28年1月20日)	電力機械器具等の製造販売等を行う(株)東光高岳は、電力量計の取替工事を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

平成31年3月末時点

33	(株)Q配サービス (平成28年6月16日)	貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業等を営む(株)Q配サービスは、 ① 荷主から請け負った配送業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 事業所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
34 ・ 35	(株)松下サービスセンター (株)APサービスセンター (平成28年8月31日)	住宅等の建築リフォーム工事業を営む(株)松下サービスセンター及び(株)APサービスセンターは、 ① サイディング工事を請け負わせている個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに工事代金を据え置いて支払った。 ② 駐車場等の賃貸人等の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
36	(株)KATEKYOグループ (平成28年10月21日)	学習塾の運営等を行う(株)KATEKYOグループは、 ① 学習指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 教室施設等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買いたたき)
37	(株)スーパーホテル (平成29年2月22日)	ホテル業を営む(株)スーパーホテルは、 ① 支配人業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② ホテル建設、税務会計等に関する指導業務等(「顧問業務」)を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに顧問料を据え置いて支払った。 ③ 朝食用惣菜の仕入先である法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに仕入代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
38	(株)帝国データバンク (平成29年3月9日)	企業の信用調査、企業情報の提供等の事業を営む(株)帝国データバンクは、企業信用調査等業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買いたたき)
39	住友不動産(株) (平成29年7月14日)	不動産取引業、建築工事業等を営む住友不動産(株)は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
40	(株)ニチイ学館 (平成29年9月14日)	教育講座の運営等の事業を営む(株)ニチイ学館は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買いたたき)
41	(株)西日本新聞社 (平成29年12月14日)	日刊新聞の発行及び販売等の事業を営む(株)西日本新聞社は、 ① 日刊新聞の販売促進業務(新聞の新規購読者の獲得や既存の購読者に対する契約更新手続等の業務)を委託している人格のない社団等である事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 日刊新聞等に掲載する記事、写真、イラスト等の原稿作成業務を委託している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
42	エコロシティ(株) (平成30年2月1日)	駐車場事業を営むエコロシティ(株)は、駐車場用地の賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買いたたき)

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

平成31年3月末時点

6	43	(株)山野楽器 (平成30年2月6日)	音楽・映像ソフト、楽器等の小売業のほか、音楽教室の運営等の事業を営む(株)山野楽器は、 ① 音楽教室の生徒に対する楽器の演奏等の指導業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 自社が販売する楽器を顧客が選定するための助言等を行う業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに手数料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買いたたき)
	44	紅屋商事(株) (平成30年6月20日)	食品、日用品等の小売業を営む紅屋商事(株)は、納入業者の一部に対し、商品ごとの税込単価を、本体価格に消費税相当分を上乗せした額から1円未満の端数を切り捨てた額に定め、当該税込単価に取引数量を乗じた額を仕入代金として支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
	45・46	(株)マイナビ (株)マイナビ出版 (平成30年6月21日)	就職、転職等のポータルサイトの運営等の事業を営む(株)マイナビは、個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに①原稿作成業務の委託料、②著作物の使用料若しくは③広告販売促進業務の委託料(以下「原稿委託料等」という。)又は④講演業務の委託料を据え置いて支払った。 出版業を営む(株)マイナビ出版は、個人事業者又は法人事業者に対し、原稿委託料等について(株)マイナビが消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた額のまま支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買いたたき)
	47	(株)イトーヨーカ堂 (平成31年2月15日)	食品、衣料品及び住居関連商品の小売業を営む(株)イトーヨーカ堂は、 ① 商品の納入業者の一部に対し、消費税率の引上げ分の全部に相当する額を減じて商品の仕入代金を支払った。 ② 利用する駐車場の運営者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに駐車場利用料を据え置いて支払った。	第3条第1号前段(減額)及び同号後段(買いたたき)
	48	(株)ジャパンビバレッジ ホールディングス (平成31年3月20日)	自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を営む(株)ジャパンビバレッジホールディングスは、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買いたたき)

消費税転嫁対策に係る立法府からの要請等

法律審議時の（衆）経済産業委員会附帯決議（平成25年5月17日）

政府は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保し、立場の弱い事業者が不利益を被ることのないよう、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 消費税増税分を適正に価格に転嫁できる環境を整えるため、関係事業者への定期的な大規模調査を行うとともに、立場の弱い事業者等のための相談窓口を全国に整備すること等により、転嫁の実態を正確に把握し、違反行為に対しては迅速かつ効果的に取り締まること。

（参）経済産業委員会（平成25年5月28日）発言抜粋

○宮沢洋一議員（自民党）

やはり国内で物を作る、物を売るという世界において、食物連鎖に例えれば、これは、大型小売店というのは頂点に立っております言わば肉食恐竜のようなものでございまして、こういう方についてはやはり相当しっかりと監視といいますか規制を付けていかなければ、例えば大きな食品メーカーであっても大きな電機メーカーであってもいろんな状況が生じているということは新聞等々載っておりますので、その辺をしっかりと対象にしていかなければいけないということで、対象に加えるといったような提言を自民党としてまとめさせていただきます、それに基づいて今回政府が法律を出してきたと、こういうことであります。（中略）

大事なことは、悪質な、また広範な等々といった行為が行われたときには、公正取引委員会に徹底した特別調査を行うようにということを自民党として申し入れております。

そして、恐らくそれに従って公正取引委員会としては、セールを行っただけではなかなか動けないにしても、ちらほらと情報が入ってくるような状況になったときには徹底した特別調査といったものを行っていただかなければなりませんが、その辺どういうふうなことを考えているか、特に特別調査の中身について、杉本公取委員長、お答えいただけますか。

○杉本和行委員長（公正取引委員会委員長）

消費税の引上げに当たりましては、大規模小売事業者の納入業者などの取引上の立場の弱い事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁できるようにすることが大変重要であると考え

ておりますので、本法案におきましても、今委員御指摘のように、大規模小売事業者と取引関係のある事業者は全て保護の対象とすることとしております。

公正取引委員会といたしましても、そういった大規模小売業者とその取引関係のある事業者の間で納入業者の方が比較的弱い立場にあるというのが概して言えることではないかと思っておりますので、こうしたことを念頭に置きまして、大規模小売業者については悉皆的に調査を行うことを考えております。

○宮沢洋一議員（自民党）

その悉皆的というところが大変大事でありまして、もちろん全ての納入業者、取引業者、大変数多くありますから、全員ということは無理だと思えますけれども、悉皆的な調査をしっかりとやる体制を整えていただきたいし、そのために人員が足りないということであれば、来年度以降も我々としてはいろいろ協力をしていかなければいけないことだと思っております。

（衆）本会議（平成25年4月12日）発言抜粋

○丸山穂高議員（日本維新の会）

国内の企業約十六万社に対しての書面調査も行う方針とのことですが、全ての中小企業を保護するといっても、日本の企業数の九九・七％、雇用の七割も占める全国約四百二十万社の中小企業に目が行き届くのかどうかという点について、まだまだ不安は拭い去れません。

予算や人員のさらなる確保を含めた一層の対策が必要かと思われませんが、安倍総理の見解をお伺いします。

○安倍晋三内閣総理大臣

転嫁対策の体制整備についてお尋ねがありました。

政応としては、転嫁対策にしっかり取り組むため、公正取引委員会や中小企業庁の人員を臨時的に増員します。

また、各省庁のみならず、地方自治体の相談窓口に寄せられた情報の活用や、これまでを大幅に上回る規模の書面調査の実施等により、転嫁拒否等に対する是正、監視、取り締まりを徹底してまいります。

「協力依頼」

〒

漢字住所 1

漢字住所 2

漢字住所 3

企業名 1

企業名 2

御中

貴社の企業番号：●●●●●●●●●●

カスタマーバーコード印字位置

管理コード印字位置

←回答用紙に記載いただく企業番号です。

中小企業庁

事業環境部 消費税転嫁対策室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

公正取引委員会

中 小 企 業 庁

消費税の転嫁拒否等に関する調査（平成30年度） への御協力をお願いについて

日頃から行政について御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしています。

この取組の一環として、公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者が、取引先法人事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題となる行為の是正につなげるための共同調査を実施しています。

回答は任意となっていますが、調査への御協力をお願いします。

なお、御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください。

お問い合わせ先（平成31年3月29日まで）

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510

（「照会センター」受付時間：平日9時～18時 ※年末年始を除く。）

<お詫び>

- 一般の固定電話からナビダイヤルにおかけいただいた場合、通話料金は、全国どこからでも、3分間8.5円（税込9.18円）のご負担となります。なお、050から始まるIP電話や携帯電話及びPHSからおかけの場合は、03-5638-5235もご利用いただけます（通常の電話料金になります）。
- 調査票は、集中的に発送しておりますので、電話がかかりづらい状況となることがあります。
回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しく
さいますよう、お願いいたします。
- 中小企業庁ホームページ／消費税転嫁等拒否に関する調査
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm>

代 表 者 殿

公 正 取 引 委 員 会

中 小 企 業 庁 長 官

消費税の転嫁拒否等に関する調査（平成30年度）

公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者（以下「供給事業者」といいます。）が、供給先の法人事業者（以下「取引先法人事業者」といいます。）から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題のある行為の是正につなげることを目的とする調査を行っています。

貴社が供給事業者（取引先法人事業者に商品又はサービスを供給している事業者）である場合は、お忙しいところ恐縮ですが、本調査に御協力くださいますようお願いいたします（消費者との取引は本調査の対象ではありません。同封のパンフレットも御参照ください。）。

貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。回答内容は、公正取引委員会、中小企業庁等の消費税の転嫁拒否等の行為に対する監視・取締りを担当する官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。また、取引先法人事業者に対して調査を行う場合は、本調査に回答していただいた供給事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください（回答は任意です。）。

記

- 1 提 出 物 **回答用紙**（貴社に消費税の転嫁拒否等の問題のある行為をしている取引先法人事業者について回答してください。参考となる資料も添付できます。）
(注) 問題のある行為をしている取引先法人事業者がない場合は、回答いただく必要はありません。
- 2 提 出 方 法 同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手不要）。
- 3 提 出 期 限 **平成30年 月 日（ ）**（提出期限を過ぎても提出いただけますが、**返信用封筒の差出有効期限〔使用期限：平成31年3月31日〕**に御注意ください。）

御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください（平成31年3月29日まで設置しています。）。

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510 受付時間：平日9時～18時（年末年始を除く。）

＜お詫び＞ 固定電話の場合、通話料金は、全国一律で3分間8.5円(税込9.18円)のご負担となります。なお、050から始まるIP電話や携帯電話及びPHSからおかけの場合は、**03-5638-5235**もご利用いただけます（通常の電話料金になります）。

回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくださいますよう、お願いいたします。

転嫁拒否等の行為の是正

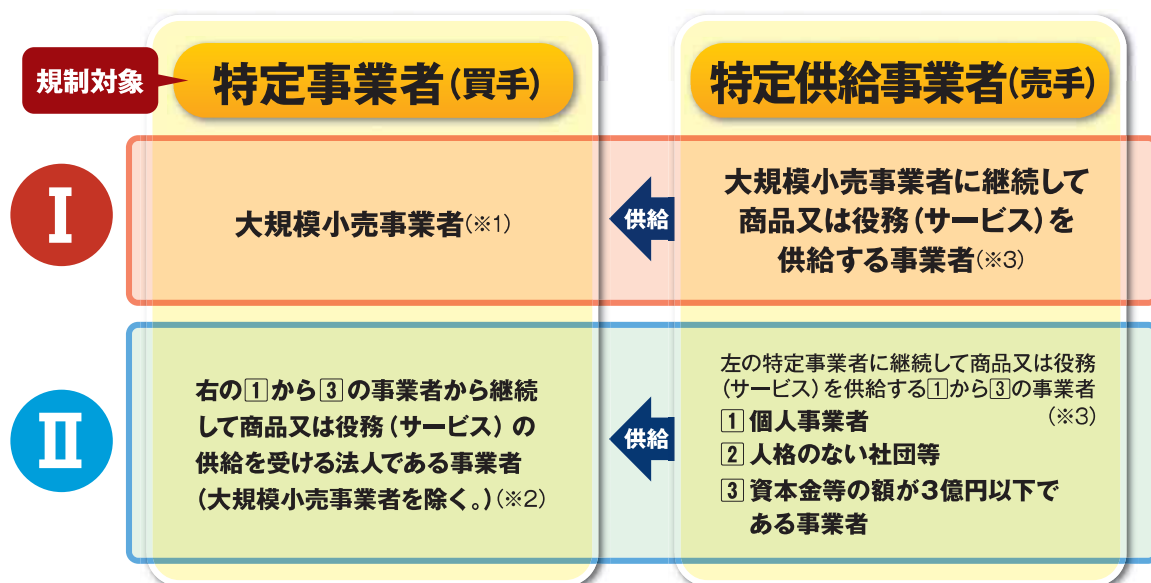
消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています（平成25年10月1日から平成33年3月31日までの措置）。

今般の消費税率引上げに当たり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府一丸となって監視・取締りを行っています。

▶ 消費税の転嫁拒否等の行為の規制対象

平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受ける商品又は役務（サービス）の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

特定事業者と特定供給事業者との適用関係



(※1) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

(※2) 地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当し規制対象となります。

(※3) 消費税の免税事業者であっても特定供給事業者に該当します。

▶ 消費税の転嫁拒否等の禁止行為

①減額、②買いたたき、③商品購入、役務（サービス）利用、利益提供の要請、④本体価格での交渉の拒否、⑤報復行為

POINT ① 減額

特定事業者は、消費税率引上げ分の全部又は一部を、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶リベートを増額する又は新たに提供しよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ▶消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う方法

【以下のような場合には、減額とはなりません】

〈具体例〉

- ▶商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合



POINT ② 買ったたき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合
- ▶消費税の免税事業者であることを理由に、合理的な理由がないにもかかわらず、消費税率引上げ分を上乗せせず対価を定める場合



注 「通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること」とは、具体的には、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務（サービス）の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めることです。

【以下のような場合には、買ったたきとはなりません】

〈具体例〉

- ▶大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合

POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務（サービス）を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってははいけません。

〈具体例〉

- ▶ 消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、
 - 取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
 - 協賛金を要請する場合
 - 取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ▶ 取引先に対し、消費税率の引上げに対応した受発注システム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- ▶ 自社の費用負担を明確にすることなく、取引先に対し、消費税率の引上げに対応した値札の変更や値札の付け替え作業を要請する場合



POINT ④ 本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格^(※)での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

(※) 消費税を含まない価格

〈具体例〉

- ▶ 本体価格での交渉を申し出た際に、それを拒否する場合
- ▶ 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- ▶ 税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



POINT ⑤ 報復行為

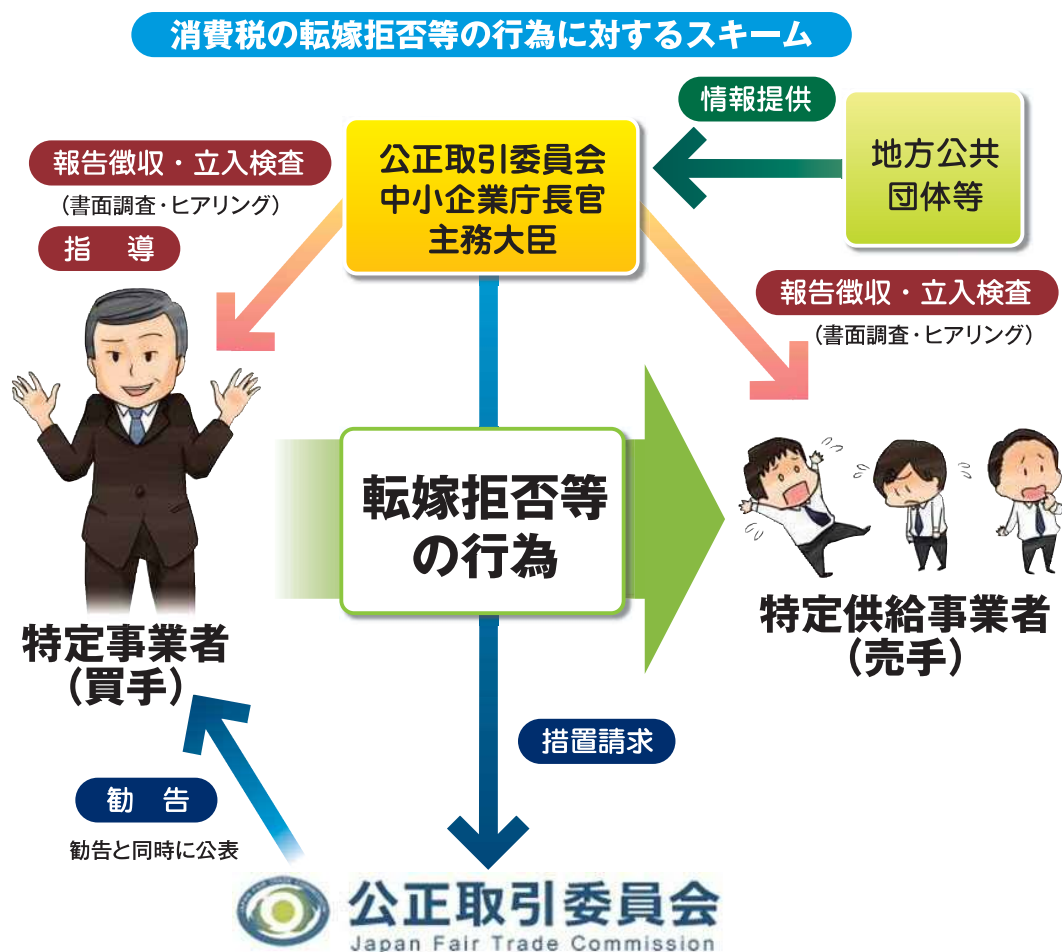
特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってははいけません。

消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っています。

- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を求めたり、立入検査を行います。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。
なお、違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われている場合や繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- 公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、公正取引委員会に対する措置請求を行います。

(注) 消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、独占禁止法違反行為や下請法違反行為については、公正取引委員会において、厳正に対処します。



- 貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の取引先事業者に知らせることは一切ありません。また貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することも一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。
- 取引先事業者に調査を行う場合は、この調査に回答した事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください。なお、回答は任意です。
- 一般消費者との取引のみを行っている場合や、問題のある行為をしている取引先事業者がない場合は、回答及び返送の必要はありません。
- 事業を廃止している場合は、「貴社の企業番号」を必ず記入の上、F欄に「廃業」と記入し、返送してください。
- 記入の際は、**記入例**をご覧ください。また、消せるボールペンを使用しないでください。

回答用紙記入日	平成	年	月	日
---------	----	---	---	---

A 回答内容の確認にご協力いただける場合は、可能な範囲で記入してください。

貴社	フリガナ										
	回答された方の氏名	(企業名は記入不要)									
	電話番号（携帯電話可）	—					—				
	貴社の企業番号	J又はKから始まる8桁の記号番号									
	右上に「協力依頼」と記載の文書に印字しています。										

(記入後→「B」へ)

B 貴社の取引先に、法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1	はい（いる）	(記入後→「C」へ)
2	いいえ（いない）	(→この調査の対象外となりますので、返信の必要はありません。)

C 貴社が法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）へ販売・提供する商品・サービスの現在の価格は、どのように決められていますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1	「税込み（内税）」で決められているものがある	(記入後→「D」へ)
	「税込み（内税）」の価格の例	108円（税込）
2	全て「税抜き（外税）」で決められている	(記入後→裏面「E」へ)
	「税抜き（外税）」の価格の例	100円（本体価格）+8円（消費税）

D 「C」で「1」に○をされた方にお尋ねします。その「税込み（内税）」で決められている価格は、平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、どのような変化がありましたか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】 (記入後→裏面「E」へ)

1	価格を据え置かれたものがある
	据え置かれた価格の例 平成26年3月以前 105円（税込）⇒平成26年4月以後 105円（税込）
2	価格を下げられたものがある
	下げられた価格の例 平成26年3月以前 105円（税込）⇒平成26年4月以後 100円（税込）
3	消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある
	一部が上がった価格の例 平成26年3月以前 105円（税込）⇒平成26年4月以後 106円（税込）
4	全て消費税率引上げ分、上がっている
	上がった価格の例 平成26年3月以前 105円（税込）⇒平成26年4月以後 108円（税込）

裏面に続きます ↓

- E** 消費税率が8%になった後（平成26年4月以後）の取引に関して、貴社は、法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）からいずれかの行為を受けたことがありますか。
【該当する番号の全てを○で囲んでください】（1～4に該当する場合は、記入後→「F」へ）

1	代金の支払い時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 （同封の記入例やパンフレット【POINT ①「減額」】をご参照ください。）
2	価格の交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 （同封の記入例やパンフレット【POINT ②「買いたたき」】をご参照ください。）
3	取引先から、消費税率引き上げ分を上乗せする代わりに、商品を購入するよう又はサービスを利用するよう求められた。 （同封の記入例やパンフレット【POINT ③「商品購入、役務利用、利益提供の要請」】をご参照ください。）
4	税抜価格（本体価格）での交渉にに応じてもらえず、税込価格での交渉をされた。 （同封の記入例やパンフレット【POINT ④「本体価格での交渉の拒否」】をご参照ください。）
5	「1」～「4」のような行為は受けたことがない。（設問は以上です。）

- F** 「E」で「1」～「4」のいずれか又は複数に○をされた方にお尋ねします。
 貴社が「E」で回答いただいた行為を法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）から受けた時期・具体的内容を記入してください。（記入後→「G」へ）

行為を受けた時期	平成 年 月頃
（法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）が行った行為の具体的内容を記入してください。）	

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付することもできます。

- G** 「D」で「1」～「3」、 「E」で「1」～「4」のいずれかに回答いただいた内容の取引をしている法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）の情報を、可能な範囲でなるべく詳しく記入してください（複数記入可）。

問題のある取引先 法人事業者	フリガナ				
	名称				
	主な事業	（例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など）			
	本社所在地	都道府県		市区町村	
		番地等			
		電話番号	— —		
	貴社との取引窓口	事業所名等			
貴社との取引内容					

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、ホームページを印刷したものなど（名称・所在地がわかるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に入れて、郵送にて提出してください。切手は不要です。

記入例 (表面)

提出用

消費税の転嫁拒否等に関する調査（平成30年度）

回答用紙

秘

公正取引委員会・中小企業庁

- 貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の取引先事業者に知らせることは一切ありません。また貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することも一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。
- 取引先事業者に調査を行う場合は、この調査に回答した事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください。なお、回答は任意です。
- 一般消費者との取引のみを行っている場合や、問題のある行為をしている取引先事業者がない場合は、回答及び返送の必要はありません。
- 事業を廃止している場合は、「貴社の企業番号」を必ず記入の上、F欄に「廃業」と記入し、返送してください。
- 記入の際は、**記入例**をご覧ください。また、消せるボールペンを使用しないでください。

1. 一般消費者への商品の販売やサービスの提供は、消費税転嫁対策特別措置法の対象外となっておりますので、回答の必要はありません。

2. この回答用紙に記入していた日です。

3. 右上に「協力依頼」と書かれた文書を同封しておりますので、そちらに記載されたJ又はKから始まる記号番号を記入してください。

4. 平成26年4月の消費税率8%への引き上げ（5%から8%）に伴い、「税込み（内税）」で決められた価格がどのように変化したのか、それぞれの例をご確認いただき、回答をお願いします。

5. 「据え置かれた」とは、「税込み（内税）」で決められた価格が消費税率引き上げ前後で価格が変わっていない場合のことをいいます。

6. 「消費税率引上げ分、上がっている」場合には、例のほかにも、「税込み（内税）」から「税抜き（外税）」に変わり、消費税率引上げ分が適正に上乗せされている場合も含まれます。具体的には、以下のような場合です。

平成26年3月以前 105円（税込）
⇒平成26年4月以後 100円（本体価格）+8円（消費税）

A 回答内容の確認にご協力いただける場合は、可能な範囲で記入してください。

貴社	フリガナ	〇〇 〇〇
	回答された方の氏名	〇〇 〇〇 (企業名は記入不要)
	電話番号（携帯電話可）	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
	貴社の企業番号 右上に「協力依頼」と記載の文書に印字しています。	J又はKから始まる8桁の記号番号 J K 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 (記入後→「B」へ)

B 貴社の取引先に、法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 はい（いる）	(記入後→「C」へ)
2 いいえ（いない）	(→この調査の対象外となりますので、返信の必要はありません。)

C 貴社が法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）へ販売・提供する商品・サービスの現在の価格は、どのように決められていますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 「税込み（内税）」で決められているものがある	(記入後→「D」へ)
「税込み（内税）」の価格の例	108円（税込）
2 全て「税抜き（外税）」で決められている	(記入後→裏面「E」へ)
「税抜き（外税）」の価格の例	100円（本体価格）+8円（消費税）

D 「C」で「1」に○をされた方にお尋ねします。その「税込み（内税）」で決められている価格は、平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、どのような変化がありましたか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】 (記入後→裏面「E」へ)

1 価格を据え置かれたものがある	据え置かれた価格の例 平成26年3月以前 105円（税込）⇒平成26年4月以後 105円（税込）
2 価格を下げられたものがある	
3 消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある	一部が上がった価格の例 平成26年3月以前 105円（税込）⇒平成26年4月以後 106円（税込）
4 全て消費税率引上げ分、上がっている	
上がった価格の例	平成26年3月以前 105円（税込）⇒平成26年4月以後 108円（税込）

裏面に続きます↓

記入例 (裏面)

E 消費税率が8%になった後（平成26年4月以後）の取引に関して、貴社は、法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）からいずれかの行為を受けたことがありますか。

【該当する番号の全てを○で囲んでください】（1～4に該当する場合は、記入後→「F」へ）

1	代金の支払い時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 （同封の記入例やパンフレット【POINT ①「減額」】をご参照ください。）
2	価格の交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 （同封の記入例やパンフレット【POINT ②「買いたき」】をご参照ください。）
3	取引先から、消費税率引き上げ分を上乗せする代わりに、商品を購入するよう又はサービスを利用するよう求められた。 （同封の記入例やパンフレット【POINT ③「商品購入、役務利用、利益提供の要請」】をご参照ください。）
4	税抜価格（本体価格）での交渉に応じてもらえず、税込価格での交渉をされた。 （同封の記入例やパンフレット【POINT ④「本体価格での交渉の拒否」】をご参照ください。）
5	「1」～「4」のような行為は受けたことがない。（設問は以上です。）

7. 例えば、平成26年4月以後に納めた商品について、すでに取り決めていた対価の一部を、合理的な理由なく減額して支払われた。

8. 例えば、平成26年3月以前からサービスを提供している取引先との契約単価が、平成26年4月以降も消費税率が引き上げられず、据え置かれている。

F 「E」で「1」～「4」のいずれか又は複数に○をされた方にお尋ねします。

貴社が、「E」で回答いただいた行為を法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）から受けた時期・具体的内容を記入してください。（記入後→「G」へ）

行為を受けた時期	平成 20 年 〇 月頃
（法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）が行った行為の具体的内容を記入してください。）	
（例1）〇〇株式会社の△△部長から、消費税率引き上げ分については、支払わないで、据置きにするとされた。 （例2）〇〇株式会社に税抜き価格による価格交渉を求めたが、応じてもらえず、税込みで価格を決定された。	

9. 設問Eで回答いただいた行為について、可能な範囲で、具体的に記入してください。同封のパンフレット（カラー刷り）の2～3ページも参考にしてください。
また、関連する資料を同封することもできます。

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付することもできます。

G 「D」で「1」～「3」、「E」で「1」～「4」のいずれかに回答いただいた内容の取引をしている法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）の情報を、可能な範囲でなるべく詳しく記入してください（複数記入可）。

問題のある取引先 法人事業者	フリガナ	〇〇カブシキカイシャ				
	名称	〇〇株式会社				
	主な事業	(例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など) 小売業				
	本社所在地	都道府県	〇〇県	市区町村	〇〇市	
		番地等	〇〇町〇丁目〇番〇号			←
		電話番号	〇〇〇	—	〇〇〇〇	—
	貴社との取引窓口	事業所名等	本社営業部			△△部長
	貴社との取引内容	生鮮食料品の納入				

10. 設問D～Fで回答いただいた行為をした法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）について記入してください。各欄とも、お分かりになる範囲で構いません。
また、関連する資料を同封することもできます。

11. 全国に同じ名称の事業者が多数存在している場合があります。契約書や支払通知書などに記載されている名称や住所などを詳しく記入いただくと、調査を行う際に特定しやすくなります。

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、ホームページを印刷したものなど（名称・所在地がわかるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に入れて、郵送にて提出してください。切手は不要です。

〒
漢字住所 1
漢字住所 2
漢字住所 3

企業名 1
企業名 2 御中

貴社の企業番号：●●●●●●●●●●

カスタマーバーコード印字位置
管理コード印字位置

この郵便物（調査票）は、貴社等が取引先法人事業者から、消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないか（被害を被っていないか）の実態を把握するために、随時発送しているものです（回答は任意です。）。

● この調査に関して、官公庁の職員が、年齢や所得などの個人情報を伺うことは一切ありません。ご注意ください。

料 金 別 納
郵 便

お問い合わせ先（平成31年3月29日まで）

公正取引委員会・中小企業庁「照会センター」

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510

受付時間：平日9時～18時（年末年始を除く）

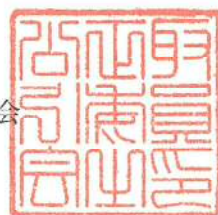
＜お詫び＞一般の固定電話からナビダイヤルにおかけいただいた場合、通話料金は、全国どこからでも、3分間8.5円（税込9.18円）のご負担となります。なお、050から始まるIP電話や携帯電話及びPHSからおかけの場合は、03-5638-5235もご利用いただけます（通常の電話料金になります）。回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくделаしますよう、お願いいたします。

（差出人）

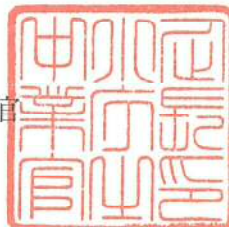
中小企業庁
事業環境部 消費税転嫁対策室
〒100-8901
東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

代 表 者 殿

公正取引委員会



中 小 企 業 庁 長 官



消費税の転嫁拒否等に関する調査(令和元年度)

公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者（以下「供給事業者」といいます。）が、供給先の法人事業者（以下「取引先法人事業者」といいます。）から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題のある行為の是正につなげることを目的とする調査を行っています。

貴社が供給事業者（取引先法人事業者に商品又はサービスを供給している事業者）である場合は、お忙しいところ恐縮ですが、本調査に御協力くださいますようお願いいたします（消費者との取引は本調査の対象ではありません。同封のパフレットも御参照ください。）。

貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。回答内容は、公正取引委員会、中小企業庁等の消費税の転嫁拒否等の行為に対する監視・取締りを担当する官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。また、取引先法人事業者に対して調査を行う場合は、本調査に回答していただいた供給事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください（回答は任意です。）。

記

- 1 提出物 回答用紙（貴社に消費税の転嫁拒否等の問題のある行為をしている取引先法人事業者について回答してください。参考となる資料も添付できます。）

（注）問題のある行為をしている取引先法人事業者がない場合は、回答いただく必要はありません。

（注）参考3-3へのリンク先 → また、インターネット（<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenkasyomentyousa.html>）にも回答用紙（エクセル形式）を掲載しています。

- 2 提出方法 同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手不要）。

（注）参考3-4へのリンク先 → また、インターネット（<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shohizei/m5nrxt3>）でも回答を受け付けています。

- 3 提出期限 令和元年6月21日（金）（提出期限を過ぎても提出いただけますが、返信用封筒の差出有効期限〔使用期限：令和2年3月31日〕に御注意ください。）

御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください（令和2年3月31日まで設置しています。）。

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510 受付時間：平日9時～18時（年末年始を除く。）

＜お詫び＞ 固定電話の場合、通話料金は、全国一律で3分間8.5円（税込9.18円）のご負担となります。なお、050から始まるIP電話や携帯電話及びPHSからおかけの場合は、03-5539-0419もご利用いただけます（通常の電話料金になります）。
回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくくださいますよう、お願いいたします。

〔なお、軽減税率制度については、下記にお問い合わせください。〕

「消費税軽減税率電話相談センター」電話番号：0120-205-553（又は0570-030-456）

受付時間：平日9時～17時（年末年始を除く。）

提出用

消費税の転嫁拒否等に関する調査（令和元年度）

公正取引委員会・中小企業庁

- 貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の取引先事業者に知らせることは一切ありません。また貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することも一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。
- 取引先事業者に調査を行う場合は、この調査に回答した事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください。
- 回答は任意です。一般消費者との取引のみを行っている場合や、問題のある行為をしている取引先事業者がない場合は、回答及び返送の必要はありません。
- 休業又は廃業している場合は、A欄に『貴社の企業番号』と右下のチェック欄への「レ点」の記入を必ず行った上で、返送してください。
- 記入の際は、**記入例**を御覧ください。また、消せるボールペンを使用しないでください。

回答用紙記入日 令和 年 月 日

- A 回答内容の確認にご協力いただける場合は、可能な範囲で記入してください。（記入後→「B」へ）

貴社	フリガナ		
	回答された方の氏名	(企業名は記入不要)	
	電話番号（携帯電話可）	—	—
	貴社の企業番号 右上に「協力依頼」と記載している文書に印字しています	J又はKから始まる8桁の記号番号	休業・廃業されている場合は、 下欄に「レ点」を記入してください。
			□ 休業・廃業（ 年 月）

- B 貴社の取引先に、法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

☐ 1 はい（いる）	（記入後→「C」へ）
☐ 2 いいえ（いない）	（→この調査の対象外となりますので、返信の必要はありません。）

- C 貴社が法人事業者へ販売・提供する商品・サービスのうち、軽減税率の対象となるものがありますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

※軽減税率制度については、同封のパンフレットをご参照ください。

☐ 1 はい（ある）	（記入後→「D」へ）
☐ 2 いいえ（ない）	（記入後→「D」へ）

- D 貴社が法人事業者へ販売・提供する商品・サービスの現在の価格は、どのように決められていますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

☐ 1 「税込み（内税）」で決められているものがある。	（記入後→「E」へ）
例	110円（税込）
☐ 2 全て「税抜き（外税）」で決められている。	（記入後→裏面「F」へ）
例	100円（本体価格）+10円（消費税）

- E 「D」で「1」に○をされた方にお尋ねします。その「税込み（内税）」で決められている価格は、令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられた後、どのような変化がある予定ですか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】

（記入後→裏面「F」へ）

☐ 1 価格を据え置かれる。	（軽減税率の対象になるものは除く）
例	令和元年9月以前 108円（税込）⇒令和元年10月以後 108円（税込）
☐ 2 価格を下げられる。	
例	令和元年9月以前 108円（税込）⇒令和元年10月以後 100円（税込）
☐ 3 消費税率引上げ分の一部のみ上がる。	
例	令和元年9月以前 108円（税込）⇒令和元年10月以後 109円（税込）
☐ 4 全て消費税率引上げ分、上がる。	
例	令和元年9月以前 108円（税込）⇒令和元年10月以後 110円（税込）
☐ 5 全て軽減税率制度の対象である。	
例	令和元年9月以前 108円（税込）⇒令和元年10月以後 108円（税込）

裏面に続きます ↓

- F** 消費税率が10%になった後（令和元年10月以後）の取引に関して、貴社は、法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）から、下記のいずれかの要請を受けた、又は今後受けるおそれがありますか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】

（1～3に該当する場合は、記入後→「G」へ）

☐ 1	消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしない。 (同封の記入例やパンフレット【POINT ①「減額」】及び【POINT ②「買いたたき」】をご参照ください。)
☐ 2	取引先から、消費税率引上げ分を上乗せする代わりに、値札の付替えなどの作業、商品の購入又はサービスの利用を求められる。 (同封の記入例やパンフレット【POINT ③「商品購入、役務利用、利益提供の要請」】をご参照ください。)
☐ 3	税抜価格(本体価格)での交渉に応じてもらえず、税込価格での交渉をされる。 (同封の記入例やパンフレット【POINT ④「本体価格での交渉の拒否」】をご参照ください。)
☐ 4	「1」～「3」のような行為は受けたことがない、又は今後受けるおそれはない。 (設問は以上です。)

- G** 「F」で「1」～「3」のいずれか又は複数に○をされた方にお尋ねします。貴社が「F」で回答いただいた行為を法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）から受けた時期・具体的内容を記入してください。また、平成26年4月の消費税率の5%から8%への引上げ時に受けた転嫁拒否等に関する情報があれば、記入してください。（記入後→「H」へ）

行為を受けた時期	年	月	頃
(法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）が行った行為の具体的内容を記入してください。)			

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付することもできます。

- H** 「E」で「1」～「3」, 「F」で「1」～「3」のいずれかに回答いただいた内容の取引をしている法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）の情報を、可能な範囲でなるべく詳しく記入してください（複数記入可）。

問題のある取引先 法人事業者	フリガナ				
	名称				
	主な事業	(例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など)			
	本社所在地	都道府県		市区町村	
		番地等			
		電話番号	— —		
	貴社との取引窓口	事業所名等			
貴社との取引内容					

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、ホームページを印刷したものなど（名称・所在地がわかるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に入れて、郵送にて提出してください。切手は不要です。

消費税転嫁拒否等申告受付窓口

情報申告(消費税転嫁)

はじめに

ご回答者様がこの調査に協力したこと及び回答内容について、ご回答者様の取引先事業者には知らせることは一切ありません。また、ご回答者様の回答内容について、この調査の目的以外に使用することも一切ありません。今回、申告いただく内容について、後日、電話にて連絡させていただく場合もございますので、ご協力ねがいます。

消費税転嫁拒否等の行為の内容について、以下ご質問にご回答ください。

1. 消費税の転嫁拒否等に関する調査

A ご回答者様が法人事業者へ販売・提供する商品・サービスのうち、軽減税率の対象となるものはありますか。

【1又は2のいずれかを選択してください。】

- ☐ 1. はい(ある)
- ☐ 2. いいえ(いない)

B ご回答者様が法人事業者へ販売・提供する商品・サービスの現在の価格は、どのように決められていますか。

【1又は2のいずれかを選択してください。】

- ☐ 1. 「税込み(内税)」で決められているものがある。(記入後→「C」へ)
- ☐ 2. 全て「税抜き(外税)」で決められている。(記入後→「D」へ)

C Bで「1」にご回答された方にお尋ねします。その「税込み(内税)」で決められている価格は、令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられた後、どのような変化がある予定ですか。

【該当する番号全てに選択をしてください。】(記入後→「D」へ)

- ☐ 1. 価格を据え置かれる。(軽減税率の対象になるものは除く)【例: 令和元年9月以前 108円(税込)→令和元年10月以後 108円(税込)】
- ☐ 2. 価格を下げられる。【例: 令和元年9月以前 108円(税込)→令和元年10月以後 100円(税込)】
- ☐ 3. 消費税率引上げ分の一部のみ上がる。【例: 令和元年9月以前 108円(税込)→令和元年10月以後 109円(税込)】
- ☐ 4. 全て消費税率引上げ分、上がる。【例: 令和元年9月以前 108円(税込)→令和元年10月以後 110円(税込)】
- ☐ 5. 全て軽減税率制度の対象である。【例: 令和元年9月以前 108円(税込)→令和元年10月以後 108円(税込)】

D 消費税率が10%になった後(令和元年10月以後)の取引に関して、ご回答者様は、法人事業者(商品・サービスの販売・供給先)から下記のいずれかの要請を受けた、又は今後受けるおそれがありますか。【該当する番号全てに選択をしてください。】

(1～3に該当する場合は、記入後→「E」へ)

- ☐ 1.消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしない
- ☐ 2.取引先から、消費税率引上げ分を上乗せする代わりに、値札の付け替えなどの作業、商品の購入又はサービスの利用を求められる。
- ☐ 3.税抜価格(本体価格)で交渉に応じてもらえず、税込価格での交渉をされる。
- ☐ 4.「1」～「3」のような行為は受けたことがない、又は今後受けるおそれはない。

E 「D」で「1」～「3」のいずれか又は複数にご回答された方にお尋ねします。ご回答者様が「D」でご回答いただいた行為を法人事業者(商品・サービスの販売・提供先)から受けた時期・具体的内容を記入してください。また、平成26年4月の消費税率の5%から8%への引き上げ時に受けた転嫁拒否等に関する情報があれば、記入してください。(記入後→「F」へ)

【法人事業者(商品・サービスの販売・提供先)による行為の具体的内容を記入してください。】
(1000文字入力可)

F 「C」で「1」から「3」、「D」で「1」から「3」のいずれかにご回答いただいた内容の取引をしている法人事業者(商品・サービスの販売・提供先)の情報を、可能な範囲でなるべく詳しく記入してください。

【回答欄】

取引先の社名

事業者の郵便番号 -

事業者の住所

(例:東京都千代田区霞が関1-2-3 △△3)

事業者の電話番号 - -

メールアドレス

設問は以上になります。ご回答ありがとうございました。

ご協力いただける場合は、以下をご回答下さい

2. ご回答者様の概要について

- ・ご回答者様の概要について以下に入力してください。
- ・各欄とも記載は任意ですが、今後の調査のため可能であれば記載をお願いします。

区 分	☐ 法人
	☐ 個人事業者
	☐ 人格のない社団等
企 業 名	
氏 名	
氏名(カナ)	
電話番号	- -

3. 関係資料の添付

- ・申告内容に関する資料を添付することができます。
資料をお持ちの方は、是非、関係資料の添付をお願いします。
- ・添付された資料は申告内容を送信するまで保存されません。

申告内容に関する資料を添付する

添付資料: ファイルが選択されていません。

- ・「参照」ボタンを押して添付資料を選択してください。
- ・一度添付した資料の削除は、添付資料欄の文字をDeleteキーなどを押して消して下さい。
- ・添付できる資料のファイル容量は、1ファイルにつき1024KBまでです。また、添付できるファイル形式は、jpeg、jpg、png、gif、txt、pdf、csv、rtf、doc、docx、jtd、xls、xlsxです。

執行額と運用実績の経年比較(公取部分)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5か年度合計
A. 書面調査執行額【円】	498,136,245	567,761,196	389,491,105	384,656,333	369,773,752	2,209,818,631
B-1. 書面調査発送数	6,989,137	6,439,149	6,152,006	6,249,020	6,189,821	32,019,133
B-2. 発送数のうち公取 予算相当分(B-1×0.5)	3,494,569	3,219,575	3,076,003	3,124,510	3,094,911	16,009,567
C. 勧告件数	19	13	6	5	5	48
D. 指導件数(公取分)	316	349	362	370	295	1,692
E. 原状回復額【円】	411,530,000	674,440,000	929,570,000	810,080,000	815,170,000	3,640,790,000
F. 原状回復を行った事業者数	228	333	293	357	273	1,484
G. 原状回復を受けた事業者数	33,094	25,059	36,137	21,698	45,072	161,060
H. 違反事業者1社当たりの原状回復額【円】(E/F)	1,804,956	2,025,345	3,172,594	2,269,132	2,985,971	
I. 違反事業者1社・1年当たりの原状回復額【円】	3,609,912	1,350,230	1,269,038	648,323	663,549	

※Iは、26年度を0.5、27年度を1.5、28年度を2.5、29年度を3.5、30年度を4.5で除したもの

消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査結果の推移について(価格転嫁の状況)

	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年5月	平成30年5月	平成31年2月
A.全て転嫁できている	79.0%	85.5%	83.4%	88.6%	88.3%	88.1%
B.一部転嫁できている	13.1%	8.4%	8.1%	5.0%	5.1%	5.0%
C.全く転嫁できていない	3.8%	3.7%	3.8%	1.9%	2.1%	2.2%
D.その他(経営戦略上、転嫁しなかった場合など)	4.1%	2.4%	4.7%	4.6%	4.6%	4.8%

※ 本表は、経済産業省において、平成26年4月の消費税率引上げを踏まえ、転嫁状況を定期的にモニタリングするために実施している「消費税の転嫁実施状況に関するモニタリング調査」(事業者へのアンケート)結果をまとめたもの

※ 対象事業者数は、東京商工リサーチに登録されている事業者のうち無作為抽出した40,000者

消費税転嫁対策特別措置法の運用による影響等について

措置を採ったことによる影響

- 1 情報通信業を営むA社に対し立入検査を実施したところ、当該事業者は既に違反行為を取りやめていた。同社の加盟業界団体は、傘下企業が公正取引委員会から勧告を受けたため、消費税転嫁対策特別措置法の遵守と再点検を促す書面を加盟各社に発出しており、当該立入検査先は、この要請文書に基づき、自主的に、従来内税で定めていた委託料を外税方式に改めるとともに、支払金額を是正した。
- 2 サービス業を営むB社に対し、買いたたき行為について指導を行ったところ、同じ業界団体に所属する同業他社が、当該指導の事実を知り、自社が現在行っている行為が消費税転嫁対策特別措置法に違反することに気が付き、違反行為を取りやめるとともに公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 3 製造業を営むC社に対し、買いたたき行為について指導を行ったところ、当該事業者の親会社及びそのグループ会社十数社が、同様の違反行為を取りやめるとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 4 情報通信業を営むD社に対し、買いたたき行為について指導を行ったところ、同社のグループ会社数社が、違反行為を取りやめるとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 5 大規模小売事業者であり、食品、日用品等の小売業を営む事業者E社に対し、買いたたき行為について勧告・公表を行ったところ、新聞報道で当該事件を知った大規模小売事業者である同業他社が、自社でも同様の行為を行っていることを確認したため、公正取引委員会に相談に赴いた。
- 6 情報通信業を営むF社に対し、買いたたき行為について勧告・公表を行ったところ、その直後、新聞報道で当該事件を知った同業他社が、自主的に社内点検を行い、違反行為を取りやめ、取引先に転嫁拒否額を支払うとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 7 生活関連サービス業を営むG社に対し、買いたたき行為について勧告・公表を行ったところ、その直後、複数の同業他社が、同様の違反行為を取りやめるとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。

- 8 違反事件の端緒情報を申告した人に対し、なぜ申告するに至ったか確認したところ、「公取委が勧告した事件の報道を見て、申告する背中を押された」と話していた。なお、当該申告人から寄せられた情報は、別の新たな勧告事件の端緒情報となり、その後勧告・公表に至った。
- 9 ある事業者に対し勧告を行ったところ、当該事業者から公正取引委員会に対し、違反行為を受けていた特定供給事業者が、同社から原状回復があった旨の報告と合わせて、類似事件の申告が行われた。

書面調査等を行ったことによる影響

- 10 情報通信業を営むH社が、書面調査の調査票を受け取ったことを契機に社内点検を実施し、その結果発見された違反行為の取りやめ・是正と、取引先に対する転嫁拒否額の支払いを自主的に行った。
- 11 生活関連サービスを営むG社に対し立入検査を実施したところ、当該事業者の親会社名で「今般、2014年当時の消費税の転嫁状況について、当社グループ各社に対する調査が増えています。当該調査において、消費税特措法が徹底されておらず行政指導を受ける可能性がある事案が発生しておりますので、他のグループ各社における消費税特措法遵守状況について緊急点検をさせていただくものです」と記載された文書が確認された。また、当該事業者は、この文書を受け、立入検査前に、違反行為を取りやめ、取引先に対し、転嫁拒否額の大部分を支払っていた。

施策全体に対する評価

- 12 「消費税の転嫁に関する調査票は頻繁に送られてくる記憶がある。頻繁な調査に価値があると考える。」（地方の有識者との懇談会）
- 13 「当社に消費税転嫁に関するアンケートが届いた。このアンケートは、事業者には消費税転嫁対策特別措置法について知るきっかけを与えたり、また、消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為を抑止させる効果もあると思う。」（地方の有識者との懇談会）
- 14 「役所から転嫁阻害を受けていないかといったヒアリングを受け感謝している。」（納入業者等へのヒアリング）
- 15 「大手の横暴は、ここに出席している皆さん受けているもの。公取としては、悉皆調査等を行って把握し、指導すべき」（地方の有識者との懇談会）

- 16 「消費税転嫁対策調査室を設置し、各種の取組を実施したことにより、消費税の転嫁拒否等の行為に対し迅速かつ厳正に対処するという公正取引委員会の方針が社会に伝わり、違反行為を抑止する効果が出ていると考えている。」(独占禁止政策協力委員からのヒアリング)
- 17 「公正取引委員会が消費税の円滑かつ適正な転嫁のために種々の取組を行っていることにより、事業者間取引においては消費税の転嫁がきちんと行われているというのが実感である。」(地方の有識者との懇談会)
- 18 「消費税転嫁対策特別措置法ではどのような行為が違反となるのかについての広報や、違反行為が行われた時に厳正に対処して発表することなど、公正取引委員会のきめ細かな情報発信により、消費税率引上げ分はスムーズに転嫁されているとの印象を持っており、公正取引委員会の活動を評価している。」(独占禁止政策協力委員からのヒアリング)
- 19 「消費税率引上げに際して、消費税分を減額してほしいとの要請はなかった。業界団体に加盟する各社は、貴委員会のおかげであると話している。」(納入業者等へのヒアリング)
- 20 「前回の税率アップの際にはいろいろありましたが、今回の増税は現時点では全く転嫁拒否の話はありません。ピタッと無くなっています。法律ができたことや公取さん、中企庁さんの監視の動きが新聞などマスコミ報道され、それが効いているものと思う。助かっています。」(書面調査回答者へのヒアリング)
- 21 「平成26年4月の消費税率5パーセントから8パーセントへの引上げについては、現状、転嫁できていないという声は聞こえておらず、公取のおかげであると思っている。今後もしっかりと目配せしてほしい。」(事業者団体からのヒアリング)
- 22 「消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられた平成26年当時は、転嫁Gメンの働きや公正取引委員会による特措法違反事件の勧告公表により、大手販売業者をはじめとしてコンプライアンス意識を高め、買ったたき等の転嫁拒否行為は、殆ど発生しなかった。」(事業者団体からのヒアリング)
- 23 「スーパー、量販店等の大手小売りに、納入する組合員は多いが、消費税の転嫁は外税で行われている。税率が8%に引き上げる平成26年4月1日前後に、今回の場合は政府が強力に転嫁拒否を取り締まったことで、特に大規模小売業者からの圧力に耐えることができた。公取委の活躍には業界としても感謝している。大規模小売が価格に転嫁させない行為(買ったたき)等を行えなかったことで、ましてや、他の納入事業者からは問題となる行為があったとの報告は受けていない。」(納入業者等へのヒアリング)

- 24 「今回の８％へ消費税率が引き上げられたときは、公正取引委員会が消費税の転嫁について広報し、転嫁の状況をきちんと監視してくれたおかげと、我々業界における公正取引協議会で転嫁カルテルを申請したことで、取引先とは品質で商談ができ、本体価格で取引が成立して、それに８％の消費税を転嫁するということが確実にできている」（地方の有識者との懇談会）
- 25 「本体価格で価格交渉をしており、本体価格に８パーセントを乗じた額を加えて請求し、請求額どおり支払われているので、問題なく消費税率の引上げ分を転嫁できている。これは、公正取引委員会の活動のおかげであり、消費税率が１０パーセントに引き上げられる際も、問題は起きないと思う。」（下請取引等改善協力委員からのヒアリング）
- 26 「消費税の転嫁拒否等への対策について、消費税率が５パーセントに引き上げられた際には取引先から多くの値下げ要請があったが、消費税率が８パーセントに引き上げられた際にはそういった要請は全くなく、非常に大きな効果があった。消費税率が１０パーセントに引き上げられる際には８パーセントに引き上げられた際と同様に対応いただくことを望む。」（下請取引等改善協力委員からのヒアリング）
- 27 本年１０月から消費税が１０パーセントに上がる予定である。公正取引委員会には、消費税の転嫁拒否行為の調査に一層力を入れてほしい。（独占禁止政策協力委員からのヒアリング）
- 28 「消費税引上げの都度、消費税を転嫁できなくて困っていた。今回は政府の方も取り締まるような法律をつくり心強い。」（納入業者等へのヒアリング）
- 29 「特措法を恒久法として、貴委員会が目を光らせるとともに、総額表示を見直し、外税表記を恒久化してもらいたいと考えている。」（事業者団体からのヒアリング）

平成 3 1 年度行政事業レビューに係る行動計画

平成 3 1 年 4 月 9 日

公 正 取 引 委 員 会

平成 3 1 年度の公正取引委員会における行政事業レビューについては、「行政事業レビュー実施要領」（平成 2 5 年 4 月 2 日行政改革推進会議策定，平成 3 1 年 3 月 2 9 日改正）等によるほか，本行動計画によって定める取組体制及びスケジュール等により実施するものとする。

第 1 行政事業レビューの取組体制

1 行政事業レビュー推進チーム

行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置し，チームが責任を持って行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）を実施する。

(1) チームの構成

チームの構成員は，以下のとおりとする。

総 括 責 任 者：官房政策立案総括審議官

副総括責任者：官房総務課長

メ ン バ ー：官房総務課会計室長，官房総務課企画官，官房人事課長，
経済取引局総務課長，経済取引局取引部取引企画課長，
審査局管理企画課長

事 務 局：官房総務課，官房総務課会計室

(2) チームの取組

チームは，以下の取組を行う。

- ① 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導
- ② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ③ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- ④ 前記①から③を踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ
- ⑤ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- ⑥ 概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- ⑦ 優良な事業改善の取組の積極的な評価

2 行政事業レビュー外部有識者会合

外部有識者によって構成される行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）を設置し、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用したレビューを実施する。

第2 取組の進め方

1 レビューシートの作成及び中間公表

(1) 事業単位の整理

平成30年度に実施した事業について、点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する（人件費、事務的経費等の個別事業と直接関連付けることが困難な共通経費を除く。）。

(2) レビューシートの作成等

レビューシートは、事業所管部局が事業単位ごとに作成する。

(3) 事業所管部局による点検等

事業所管部局は、レビュー対象事業について、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、厳正な点検を行い、その結果をレビューシートに記載する。

また、官房総務課会計室長は、事業所管部局が作成したレビューシートの内容について、厳正な自己点検が行われ、適切に記入されているか確認し、指導する。

(4) 中間公表

レビューシートは、記入可能な事項を記入の上、次の期日までに公正取引委員会のホームページ（以下「ホームページ」という。）において中間公表する。

ア 公開プロセスの対象となる事業は、原則として公開プロセス開始日の10日前

イ その他の事業は、原則6月末、遅くとも7月上旬

2 外部有識者による点検

(1) チームは、外部有識者に点検を求める事業を選定した後、外部有識者会合を開催し、外部有識者に点検を求める。

(2) チームは、外部有識者に対し、事業を点検する上での留意点等を周知し、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。

(3) チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

- (4) 外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかにホームページにおいて公表する。
- (5) 外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす。
- (6) 外部有識者による点検終了後、レビューの取組全般について、外部有識者が公正取引委員会委員長に対して、直接に講評を行う機会を設ける。

3 公開プロセス（実施する場合）

- (1) チームは、外部有識者による点検の対象事業のうち、事業の規模が大きいものなどのほか、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるものを公開プロセスの候補事業とし、外部有識者の理解を得て対象事業を選定する。
- (2) 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施し、実施方法については行政改革推進本部事務局の定めに従う。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

- (1) チームによる点検（サマーレビュー）
チームは、全ての事業について、厳正な点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。
- (2) 概算要求等への反映
事業所管部局は、チームの所見を平成32年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。官房総務課会計室長は、事業所管部局がチームの所見を概算要求に適切に反映させているか確認し、指導する。
また、事業所管部局は、その反映状況等について、レビューシートに分かりやすく記入する。

5 点検結果の最終公表

- (1) レビューシートの最終公表
レビューと政策評価の一覧性に留意し、チームの所見、所見を踏まえた事業の改善点、平成32年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、平成32年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表する。
- (2) 概算要求への反映状況の公表
チームの所見の各事業への反映状況、反映額の総額等を取りまとめ、平成32年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表する。

6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成及び公表

事業所管部局は、平成31年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）及び平成32年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）についても、記入可能な範囲でレビューシートを作成する（人件費、事務的経費等の個別事業と直接関連付けることが困難な共通経費を除く。）。

新規事業については平成30年度に実施した事業と同じ時期に、新規要求事業については平成32年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に公表する。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

チームは、新規事業及び新規要求事業について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートに記入する。また、事業所管部局は、チームの所見を平成32年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。

(3) 概算要求への反映状況の公表

チームの所見の各事業への反映状況、反映額の総額等を取りまとめ、新規事業については平成30年度に実施した事業と同じ時期に、新規要求事業については平成32年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に公表する。

7 その他レビューの実効性向上のための取組

(1) 優良な事業改善の取組の積極的な評価

チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価し、普及させる。

(2) 本計画の見直し

本計画は、進捗状況や他省庁の取組を参考とし、必要な場合には、適時、所要の見直しを行うものとする。

第3 平成31年度の取組のスケジュール

